

2003年8月12日

SUIGENREN
DAYORI

NO. 24

水源連だより

水源開発問題全国連絡会 ◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201
tel:03-5211-5429 fax:03-5211-5538
郵便振替:00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

東大芦川ダム 中止を決断

川辺川利水訴訟

原告「ダム建設白紙に」

農水省幹部「意外が」

知事きょう正式表明

県議らに代替案で治水対応



逆転判決の判決を喜ぶ原告ら(16日午後2時5分、福岡高裁前で)

下野新聞

発行所
〒500-0001 岐阜市昭和1丁目8番11号
(郵便番号320-8686)
下野新聞社
電話代番028-625-1111
郵便振替口座00350-0-407
©下野新聞社2003

一目次

事務局からの報告

1. ダム問題交流会in大阪&水源連世話人会 報告 [2頁] / 2. 川辺川ダム計画に対する「体系的代替案」 [5頁] / 3. 国営川辺川土地改良事業計画の違法判決確定に伴う、「川辺川ダム中止」申し入れと賛同人募集の活動 [5頁] / 4. 水源連の今後の方向について [6頁] / 5. 今年度の水源連総会と全国集会について [7頁] / 6. 水源連メーリングリストについてのお知らせ [7頁] / 7. 事務局からのお願い [8頁]
- 別掲1. 川辺川ダムの体系的代替案 [9頁] / 別掲2. 川辺川ダムに関する申し入れ書 [10頁] / 別掲3. 行政事件訴訟法の改正問題について [11頁]

各地からの報告

長良川河口堰 [19頁] / 太田川ダム [20頁] / 関西のダムと水道を考える会 [23頁] / 徳山ダム [26頁] / 川辺川ダム [31頁] / 苦田ダム [36頁] / 黒部川・富山湾 [38頁] / 徳島・第十堰 [41頁] / 沙流川問題 [42頁] / 渡良瀬遊水地 [43頁] / 新潟・奥胎内ダム [44頁] / 山鳥坂ダム [46頁] / 東大芦川ダム [47頁]

事務局からの報告

活動の概略

川辺川ダムに水源を求める国営川辺川土地改良事業計画が違法であることが確定しました。同計画が土地改良法に定める、「事業計画変更には受益予定農民の2/3以上の同意が必要」という要件を満たしていないことを福岡高等裁判所が認め、「同計画の変更は違法」という判決を今年の5月16日に下しました。農水省は、この判決が事実に基づいたものであることから、5月19日に「上告断念」を表明しました。上告期限である5月30日までに上告されなかったことにより、福岡高裁の「違法判決」が確定しました。これにより、川辺川ダム計画の2大目的（治水と利水）の一つ（利水）は法的な根拠がないものとなりました。農民の皆さんの長年にわたる運動の成果が結実しました。

「利水事業違法」は土地や漁業権の収用裁決に向けた熊本県収用委員会の審理の拠り所が一つ大きく崩れたことを意味しており、事実、同収用委員会は6月25日の審理の場で国土交通省の対応を聴取し、7月25日の審理の場では農水省の対応を聴取することになっています。

水源連は利水裁判原告団・弁護団を支援するかたちで、農水省に対する「上告断念を求める行動」への参加、「川辺川ダム中止」を求める申し入れ書の賛同人募集などに取り組みました。

川辺川ダムのもう一つの拠り所である治水に関しては、川辺川ダムに代わる体系的代替案を示すことが必要です。そこで、広島大学中根教授と水源連事務局が中心となって体系的代替案を作成し、それを人吉での治水班検討会で議論した上で、治水班の統一見解として熊本県に提出しました。また、収用委員会については、弁護士なしで行っている土地関係の収用委員会への対応も兼ね、傍聴や申し入れの応援を行っています。

山鳥坂ダム計画が予定されている愛媛県の肱川の視察、翌日には内海ダム再開発計画が予定されている小豆島の別当川の視察を行いました。両地では、河川整備計画策定への対応、基本高水流量の求め方などについて情報交換をしました。水源連の総会・全国集会の準備もあり、両地に2回伺いました。両地とも、何とかしてダム計画を中止させ、自然を守りたい、という熱意があふれており、ダム反対の熱い思いに感銘を受けてきました。

5月17日には大阪で「ダム問題交流会 in 大阪&世話人会」を開催しました。初めての試みでしたが、関西周辺の方々が多数参加され、生の情報を交換することができました。

本号では、これらのことを報告いたします。

1. ダム問題交流会in大阪 & 水源連世話人会 報告

- 開催日時：2003年5月17日（土） 13時～18時50分
- 開催場所：大阪市東淀川勤労者センター 第5会議室
- 総合同会：関 正雄

[第一部] ダム問題交流会 (13:15~17:10)

1. 趣旨説明

担当：遠藤保男

1993年に水源連（水源開発問題全国連絡会）が結成され、全国連絡組織として、また、国への取り組みを行ってきた。今日は共通課題として、河川整備計画と行政訴訟の2点について情報交換と対応策の検討を行いたい。

2. 参加団体、参加者の自己紹介 (13:20~14:30)

①安威川ダム反対市民の会	江菅
②榎尾川ダムの見直しを求める連絡会	南
③関西のダムと水道を考える会	野村
④淀川ダム反対連絡会	新保
⑤水と緑を考える会	畑中
⑥長良川河川口堰建設に反対する会大阪支部	高坊
⑦川辺川関西の会	加藤
⑧内海ダム再開発事業と国立公園寒霞溪の自然を考える会	櫛本、石井
⑨大洲市の住民投票を実現する会	有友
⑩長浜町をまじめに考える会	中野
⑪山烏坂ダム反対住民連絡会	奥島
⑫兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会	碇山
⑬徳山ダム建設中止を求める会	近藤
⑭猪谷の自然を守る会	猪俣
⑮太田川ダム研究会	岡本
⑯ストップザ苦田ダムの会	矢山
⑰コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会	内富
⑱水源連事務局	当集会の企画者 岩畑、関 東京事務局 嶋津、遠藤、佐藤、和波

3. 河川整備計画について (14:35~16:45)

嶋津：水源連総会資料（第8回総会）にもとづき、河川整備計画の内容と流域委員会への対応策を説明した。基本高水流量の数値が見直されことなく、過去の工事実施基本計画の数値がそのまま使われている。国土交通省地方整備局が策定する各河川の整備計画については、流域委員会が設置され検討が行われている。委員の選定や運営の仕方は委員会によって異なっている。これから流域委員会が設立される河川では、委員の選定や委員会の運営方法などについて、すでに委員会が設置されたところの情報を最大限収集して対応策を練る必要がある。

遠藤：河川整備計画については、策定前と策定後の二つの対応がある。策定されている場合は、見直しを迫る。策定前は委員会設立準備段階から関与し、公募による住民枠を確保するよう働きかける必要がある。

原案、計画案、計画決定のステップがあり、委員会の提言をもとに原案を整備局がつくる場合と、先に整備局が原案を作った後に流域委員会に諮る場合がある。

岩畑：基本高水について整備局はふれたくない。

野村：淀川水系流域員会の実情について紹介。1月11日の委員会提言では原則としてダムは建設しないと

た。

新保：中間提言のとりまとめでは、55名中34名の委員が賛成し、反対は5名であった。

猪俣：提言はどれくらい尊重されるのか。

野村：法的拘束力はないが、流域委員会の承認を得たうえで計画案に移行する。

猪俣：那賀川の場合、那賀川フォーラム2030が基本方針の骨子案を作る組織。委員の選定に関しては、途中から整備局は予算だけ出すことになった。人選は東京のシンクタンク（日本能率協会総合研究所）に丸投げでやった。委員選出は過去にダム問題などの運動をした人（藤田さんも）は除かれて行われた。大手製紙会社の関係者が7名も委員になっている。基本的なことを知らない委員ばかりだ。法改正で生物環境調査をやることになったが、杜撰だ。

遠藤：フォーラム2030は河川法第16条（河川整備計画の策定）にリンクしているのか。

猪俣：担当の管理官が明言している、「原案の骨子案」を作るという。

遠藤：河川に住民がどうこれまでつきあっていたかによって、委員会も違ってくる。（多摩川の河川整備計画の例を説明する。）

新保：淀川の場合、三菱総研が事務局であったが、委員の選定は河川問題に詳しい4人（下の表）が行った。

芦田 和男	京都大学 名誉教授（河川環境管理財団 大阪研究所長）
川那部 浩哉	京都大学 名誉教授（滋賀県立琵琶湖博物館 館長）
寺田 武彦	弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長）
米山 俊直	京都大学 名誉教授（大手前大学 学長）

南：横尾川ダムの場合、公聴会が2回。会場からの発言はできない。安威川は整備計画の策定はされていない。

石井：内海ダムの策定手順については、これから調査してみる。

榎本：平成10年に対策協議会ができた。内海ダムには、平成15年度、建設費という名目の予算がついている。中村敦夫、佐藤謙一郎ら4名の公共事業をチェックする会の国会議員が視察した。

石井：対策協議会はダムについての是々非々は質問、審議がない。新河川法（整備計画）の説明はない。委員の選定手続きを調査してみる。

碓山：基本方針の前段階で、委員は素人ばかりで構成されている。ダムが不要であることは、分かりやすい形で委員会に持ち込めば、とおり易い。現場の行政担当者はついてくるが（ダムの不要性がわかってきた）が、土木部長などがわかっていない。

傍聴と委員に対する働きかけをやっていきたい。

新保：淀川も下部の意識は変わってきている。

奥島：四国整備局は「近畿は改革派がやっている」といっている。事業再評価委員会はダムOKのゴーサインを出している。実戦的アドバイスがほしい。

岩畑：委員は多いほどいい結果がでない。16～20名ぐらいが適当。

遠藤：委員を公募しているのは近畿整備局だけだったが、最近、中部整備局が天竜川で公募した。力関係で変わる。専門家、住民、自治体を相手にいろいろな攻め方がある。実際の実務は整備局ではなく河川事務所がやっている。

今回の各地の報告を文書にして水源連に送ってほしい。水源連の会報に掲載し紹介する。

4. 行政事件訴訟法を含めた司法改革への対応（16：45～17：10）（別記3参照）

嶋津：資料「行政事件訴訟法の執行不停止問題について」の説明。ダム建設等の公共事業に関して行政事件訴訟法により行政処分取消しの訴訟を提起しても、行政事件訴訟法第25条により、執行不停止の原

則になっているため、裁判の審理が行われている間にも、工事が休むことなく進行していく。この執行停止問題も含めて、現在、政府の「司法制度改革推進本部 行政訴訟検討会」で行政事件訴訟法改正の検討が行われてきている。その改革はこれから数十年に及ぶものであるから、私たちはその重要性をしっかりと認識し、「行政訴訟検討会」に対して申し入れ書を提出する必要がある。

矢山：ダムの基本計画が決まらない段階の運動はまだやりやすい、決まったら、あらゆる圧迫、切り崩しがある。

近藤：資料の別紙4の、敗訴者負担制度に問題意識をもってほしい。片側的でも「敗訴者負担」そのものが問題。

奥山：「敗訴者負担制度」そのものに反対という、意見を出したほうがよい。

5. その他

佐藤：昨日16日、川辺川利水訴訟の控訴審（福岡高裁）で逆転勝訴した。ダム問題交流会名で農水省大臣あてに上告しないよう文書を出したい。

会場：異議なし。（[注] その後、19日に上告を断念したので文書は出していない。）

以上で交流会は終了。

【第二部】世話人会の部

- 1 矢山代表から正式に、次期総会で代表を辞したいとの表明があり、事務局を中心に新たな役員体制を検討し、総会に提案することとした。
- 1 水源連にもゆるやかな会則が必要なので、事務局を中心に検討し、総会に提案することとした。
- 1 会員間の情報交換を容易にするため、水源連のメーリングリストの開設を早急に行うこととした。

2. 川辺川ダム計画に対する「体系的代替案」

住民側がこれまで示してきた代替案は、住民討論集会の登壇者によって異なるところがあったため、集会のコーディネーターをつとめる熊本県の鎌倉氏から住民側の統一見解を出すことを求められました。

そこで、広島大学の中根教授と水源連グループが中心となって、体系的代替案を作成しました。これは、川辺川ダム計画が策定された昭和40年代と異なり、現在は山の保水力が向上していること、さらに人工林の針広混交林化を進めれば保水力の更なる向上が可能であることを前提として、人吉地域、中流地域、八代地域それぞれについて現実性のある治水対策を示したものです。これを6月24日に人吉で開かれた治水班の会議で議論しました。午前2時頃まで論議を続けた結果、治水班の統一見解を決定し、6月30日に熊本県に提出しました。（別掲1）

3. 国営川辺川土地改良事業計画の違法判決確定に伴う、 「川辺川ダム中止」申し入れと賛同人募集の活動

川辺川ダムに関心を持っている人の声を国と九州地方整備局に届かせるための活動を行おう、という呼びかけに水源連として協力しました。内閣総理大臣・国土交通大臣・農林水産大臣・九州地方整備局長、ダム中止を要請することとし、その要請の賛同人を募集しました。

水源連としてはこの活動にかけられる時間に制約があったため、電子メールとFAXで連絡が取れる皆さまに協力を要請しました。皆さまのご協力にこの場を借りて感謝いたします。

7月10日に、九州地方整備局へは福岡の松原氏が、東京関係は水源連事務局が申し入れ書と賛同人名簿を提出しました。あわせて、マスコミ関係者に資料配布を行いました。

賛同者数は、団体が107団体。個人が1091名でした。

申し入れ書は別掲します。(別掲2)

東京での申し入れに対する各省庁の対応は次のとおりです。

内閣府（大臣官房総務課）

申し入れ書は、総理大臣の秘書官に送る。秘書官が官邸にかけるか各省で検討させるかを判断する。

申し入れ書の取り扱いについては返事を出さないことになっている。

国土交通省（河川局治水課事業監理室）

申し入れ書は、大臣官房、関係部局、九州地方整備局に回す。

川辺川ダムの利水事業については農水省の方針決定を待っている。

国土交通省の収用委員会への対応は、6月23日に収用委員会に出した意見書のとおりである。

農水省（農林振興局整備部水利整備課、計画部土地改良企画課）

申し入れ書の取り扱いについては後日返答する。

裁判で国営川辺川土地改良事業の必要性が否定されたのではなく、手続きが違法とされただけである。

国営川辺川土地改良事業は法律上、元計画が存在している。

原告団、弁護団からも国営事業そのものは否定されてない。

6月16日に、県や原告団・弁護団なども参加し、農家の意向調査、水源の客観調査を行うことで合意した。水源をダムに依存するの可否かはその結果で決まる。

受益希望者が存在する限り、規模がどんなに小さくなくても変更計画の策定は可能である。

計画を中止するにも、変更や計画策定と同様、2／3の同意が必要である（土地改良法）。

4. 水源連の今後の方向について

今回の申し入れ書の賛同人募集運動について、水源連独自の行動を行うべきである、というご意見をいただいております。この問題提起は水源連の今後のあり方についての提起でもあり、事務局として水源連のあり方について検討を重ねました。事務局の考え方を以下に記します。

1. 水源連の役割について

- 1 水源連はもともと、いわゆるナショナルセンターではなく、各運動団体のゆるやかな連絡組織（ネットワーク）である。ナショナルセンター的な役割を果たすことは事務局の体制と力量を踏まえれば到底、困難である。
- 1 水源連の主な役割は次のとおりである。
 - 専門性（主に技術的課題）をもとに、各参加団体・個人からの要請に応じて、専門的な支援を行う。
 - ダム問題に関する情報を収集して各参加団体・個人に提供するとともに、各参加団体・個人相互の情報交換を進める。
 - ダム問題に関連して取り組むべき共通の課題を検討して、それに対する対策や行動を各参加団体・個人に提案するとともに、必要に応じて省庁交渉や国会議員への働きかけを行う。
 - 参加団体・個人が省庁交渉や国会議員との話し合い、或いは国の資料入手を必要とするときは要請に

応じて窓口的役割を担う。

- また、各参加団体・個人から支援・応援行動の要請がある場合は、必要に応じて全国的なよびかけを行う。

2. 情報の疎通について

- 各参加団体・個人の疎通を図り、ダム問題に関する情報を提供するため、機関紙を定期的に発行しているが、不十分な点があるので、各参加団体・個人に情報の提供を求める。
- また、情報の伝達はML（電子メールによるグループ内の相互情報交換システム）によっても行うことにし、各参加団体・個人も情報を載せあう。
- 水源連ホームページの充実をはかる。

3. 総会、世話人会、事務局会議について

- 水源連の総会は相互の情報交換を行って方向性を確認するものである。ナショナルセンターの総会ではないから、方針の決定機関ではない。
- この間試行してきた世話人会については、「相互の情報、意思の疎通の改善を図るための有志の集まり」とする
- 事務局は実務を含めた運営に協力可能な有志の集まりである。事務局会議は基本的にオープンである。
- なお、事務局会議は原則として毎月第4水曜日、午後7時から全水道会館2階の会議室で開き、その他に必要に応じて、緊急の会議を開いている。（都合により定例会の開催日を変更することもあります。直近の事務局会議開催日については、事務局に問い合わせてください。）

5. 今年度の水源連総会と全国集会について

愛媛県大洲市を流れる肱川に山鳥坂ダムが四国地方整備局によって計画されています。このダム計画もよその例に漏れず、利水上も治水上も不要といわざるを得ない計画です。現地ではこれを中止させるべく取り組みを行っています。

山鳥坂ダムの不要性を科学的に明らかにすること、現地の反対運動に全国のダム反対運動の経験を伝えること、を目的として、山鳥坂ダムに焦点を当てた全国集会を開く準備を現地の皆さんと共に進めています。

水源連総会も例年の通り、この全国集会にあわせて開催します。

開催予定日と予定地を記します。

開催予定日：11月22～23日

開催予定地：愛媛県大洲市

本来であれば、内容をより具体的な形で掲載しなければならないのですが、準備が遅れています。

具体的内容が決まり次第、別途あらためてお知らせいたします。

6. 水源連メーリングリストについてのお知らせ

水源連では相互情報交換のためのメーリングリストを開設しております。

メーリングリストとは、EMAILアドレスをお持ちの方に参加していただいて、同じEMAILを会員に同報で毎回送信し、情報共有を図るものです。現在ヤフーのeグループという無料システムを使っている関係で、一部使いづらい部分も含まれていますが、おおむね情報共有には有益と考えています。

E-MAILアドレスをお持ちの方で、水源連ML参加の意思をお持ちの方は、以下の担当までご連絡をください。

水源連ML担当 渡辺誠

axera@netjoy.ne.jp

水源連MLのルール

水源連MLのルールというほどのことでもないのですが、これを機会に皆さんでご確認ください。

1. MLは文字だけの世界ですので、内容によっては、しばし誤解を招くことが少なくありません。話し言葉と違って、微妙なニュアンスのようなものは、通じないとお考えください。また、発言には一呼吸おいで再度見直してから、送信していただくようお願いいたします。
2. 機種依存文字はお使いにならないようお願いいたします。他の環境の方が見られなくなったり、違う文字になったりする可能性があります。機種依存文字とは、○のなかに入った数字とか、(1) や (株) を一文字にしたもの、ローマ数字、絵文字などをさします。
3. 送信文はテキスト形式に限りです。送信文を作成する前に、書式をテキスト形式に設定しておいてください。
4. 引用の際には、全体の量を考え、出きるだけ必要最低限のものだけ引用するように心がけてください。また、全文引用はできるだけ避けてくださるようお願いいたします。
5. 添付ファイルは基本的に使用できないようになっています。eグループのMLには共有フォルダというサービスがあります。それは添付ファイルの代わりに、ファイルを格納する場所で、会員なら、いつでも誰でもダウンロードすることができますので、むしろ添付ファイルより便利に使えんと思います。そちらをお使いください。詳しい使い方はヘルプをご覧ください。
6. 参加者のついては、各自がeグループの登録を済ませますと、アドレスと名前が確認できるようになります。しかし、実際問題として全員が登録し得るということもないので、経過措置として、共有ファイルにML参加メンバーのリストをExcelのカタチでアップしてあります。そちらをご覧ください。また、プライバシーに関わる件ですので、ML参加メンバーのリストを印刷もしくはダウンロードなどを行って部外者に配布するようなことは厳禁とします。

7. 事務局からのお願い

いつもながらのお願いです。

今年の年会費の納入よろしくお願いいたします。

特に団体会員からの納入が芳しくありません。

まことに失礼かとは思いますが、今年度の会費の納入を頂いていない会員各位には、「納入のお願い」と、振込用紙を同封させていただきました。払込のほどよろしくお願いいたします。

個人年会費は、3,000円、団体年会費は5,000円 です。

郵便振替 00170-4-766559 名義 水源開発問題全国連絡会 です。

個人会員の方で今年度分を納入されていない方、よろしくお願いいたします。

本号をお読みになった皆さんのご意見をお寄せください。

また、各地の情報（原稿、新聞記事、写真、機関紙など）を事務局宛にお送り下さい。

1. 基本高水流量

国土交通省が示す80年に1回の洪水流量（基本高水流量）は、球磨川流域において森林の大面积皆伐が次々と行われ、山の保水力が著しく低下した1965年をベースにして求められたものである。その後に植林された森林は大きく生長し、現在の山の保水力は当時と比べて格段に向上しており、現在の森林状態を前提にすれば、国土交通省が示す基本高水流量は古い計算手法の使用も相まって、かなり過大な値になっている。

森林の生長と人工林の針広混交林化推進の効果を考慮して科学的な計算を行った結果、十分な安全度を見た上で、80年に1回の基本高水流量として次の値を採用することが妥当であると判断される。

人吉地点 5,500m³/秒

横石地点 7,800m³/秒

2. 治水対策1

(1) 「緑のダム構想」の推進

なお、上記の基本高水流量は、現在までの森林の生長によっておおむね確保されている値であって、現在の森林はその大半がスギ、ヒノキといった人工林であるため、浸透能の高い広葉樹林がほとんどを占めていた1950年代以前と比べれば、その保水力はまだまだ小さい。そこで、1950年代またはそれ以前の森林の状況を再現するため、球磨川流域の人工林を強間伐して針広混交林化し、洪水ピーク流量の更なる低減を進める。当面、上流域、中流域の人工林の50%を今後10年間で強間伐することを先行して行い、次の10年間で残り50%の強間伐を行う。なお、適正な間伐（強間伐）による針広混交林化は、斜面崩壊、土石流などの土砂災害を防止する治山対策としても必要不可欠なものであり、本来、代替案にかかわらず、「森林・林業基本法」に基づく事業で実施が要請されている施策である。

(2) 人吉地区

現状でも堤防の天端まで許容すれば、概ね5,400m³/秒の流下が可能であるが、安全性を十分に考慮して、15mの余裕高を持って流下できる河道断面を確保する。そのため、計画河床高までの河床掘削を行い、未整備の堤防を整備する。

その場合の流下能力 5,400m³/秒

市房ダムの調節量 200m³/秒

計 5,600m³/秒

よって、80年に1回の最大洪水流量5,500m³/秒への対応が可能である。

また、流域住民が堤防の余裕高（15m）を固守しない場合は、その程度に応じて河床掘削を調整する。

(3) 中流部地区

① 瀬戸石ダムの堆砂を定期的に除去するか、または荒瀬ダムとともに瀬戸石ダムも撤去して、堆砂による水位上昇をなくす。

② 現行計画どおり、計画高水位の洪水に対応できるように、宅地等水防災対策事業（宅地の盛土、家屋の嵩上げ等）や築堤による河川改修を進める。

ただし、荒瀬ダムより下流および瀬戸石ダム貯水区分より上流の一部の地区については現行計画をレベルアップして、計画高水位+1m程度の洪水水位に対応できる河川改修が必要である。しかし、流域の森林整備が100%に近づくにつれて、基本高水流量がさらに低減するので、このレベルアップが不要となる可能性が高い。

(4) 八代地区

現行計画とおり、現況堤防の強化工事を行う。

現況河道の流下能力	8600m ³ /秒以上
市房ダムの調節量	200m ³ /秒
計	8,800m ³ /秒以上

よって、80年に1回の最大洪水流量7,800m³/秒への対応が可能である。

3. 治水対策2

以上は環境への影響も勘案した上で、現時点で我々が最良と考える治水の方法である。しかし、球磨川流域の治水計画を立てるに当たっては、どの程度の安全度を確保し、どんな方法を選択するのか、流域住民が納得の上で決めるべきである。そのためには川辺川ダム計画を白紙に戻した上で、河川法に則って住民参加が保証された流域委員会を設置し、その場で決定すべきであると考え、その際に考慮すべき治水対策として、治水対策1で示した対策以外にも以下のようなものがある。

(1) 遊水地

人吉地区の河床掘削量を軽減し、中流部の負担を軽くするため、もしくは治水安全度をさらに向上させる上で、遊水地の設置は有効と考えられるので、地元住民の合意を前提に、遊水地の設置を検討する。

(2) 堤防かさ上げ

人吉地区の河床掘削量を軽減するため、もしくは治水安全度をさらに向上させるため、堤防かさ上げの併用が考えられるので、地元住民の合意を前提に、景観に配慮した堤防かさ上げの方法を検討する。

(3) 堤防余裕高の活用

地元住民が堤防の余裕高（1.5m）を固守しない場合は、その程度に応じて堤防余裕高の活用を検討する。

(4) 河床掘削

河道の流下能力を増す方法として、住民の合意が得られるならば、さらなる河床掘削という選択肢もある。
以上

【別掲2】

川辺川ダムに関する申し入れ書（2003年7月10日）

2003年7月10日

内閣総理大臣	小泉 純一郎 様
農林水産大臣	亀井 善之 様
国土交通大臣	扇 千景 様
国土交通省九州地方整備局長	渡邊 茂樹 様

川辺川ダム事業の中止を求める全国の個人・団体（詳細は別紙）
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表・中島康

申 し 入 れ 書

5月16日、福岡高等裁判所は国営川辺川土地改良事業変更計画に対する異議申し立て棄却決定取消請求控訴事件において、一審判決を取り消し、原告ら農家の請求を認める原告側勝訴判決を言い渡しました。この判決は、用排水と区画整理の二事業について、土地改良法が求める対象農家の3分の2以上の同意がない

と明快に判断したもので、国が違法に事業を進めていたことが明らかにされたものです。

農林水産大臣が上告を断念したことにより、利水事業の計画変更は白紙となり、現状において多目的ダムである川辺川ダム事業は法制上、事業計画の見直しの手続きが必要となります。このまま、ダム事業を続けることはできません。

私たち、全国の個人・団体は以下のことを申し入れ致します。

記

1. 内閣総理大臣は、目的が失われた公共事業である、川辺川ダム事業の中止を関係各省庁に指示すること。
2. 農林水産大臣は、川辺川利水事業計画が事実上存在しなくなった現在、川辺川ダム事業からの撤退と取水の断念を明らかにすること。

今後は、地元農家の声をよく聞き、地元の実情にあった農業政策を行うこと。

3. 国土交通大臣は、川辺川ダム基本計画の主たる目的の一つである、利水事業計画が違法であることが確定した事を重く認識すること。更に、もう一つの主たる目的である治水面も、川辺川ダムに頼らなくとも、森林の保水力向上により本来の河道整備を行うなどの代替案で計画規模の洪水にも対応可能であることが、住民と国土交通省との討論集会において明らかとなった。よって、建設目的が喪失した川辺川ダム事業を即刻中止すること。

また、川辺川ダム計画中止後、40年近く同計画に起因する物心両面の苦痛を強いられてきた五木村の生活再建に責任を持つこと。

4. 九州地方整備局長は、速やかにダム関連工事を中止し、新河川法に基づく河川整備基本方針や河川整備計画の策定に向け、流域住民を含めた流域委員会を設け、住民参加のもと、住民と協調して河川事業を進めること。

以上

連絡先：子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る福岡の会 事務局 松原 学

〒812-0061 福岡市東区筥松 4-4-3-209

TEL&FAX 092-623-1765

【別掲3】

行政事件訴訟法の改正問題について

（「司法制度改革推進本部 行政訴訟検討会」のパブリックコメントについて）

ダム建設等の公共事業に関して行政事件訴訟法により行政処分取消しの訴訟を提起しても、行政事件訴訟法第25条により、執行不停止の原則になっているため、裁判の審理が行われている間にも、工事が休むことなく進行していきます。判決が出るころには工事のほとんどが完成して、裁判の内容では勝っても、すでに訴えの利益がないとする事情判決になることさえあります。このようにダム建設等を中止させる機能がない行政事件訴訟法を根本から改正し、執行停止の原則に変えることが是非とも必要です。

この執行停止問題も含めて、現在、政府の「司法制度改革推進本部 行政訴訟検討会」で行政事件訴訟法改正の検討が行われてきています。司法制度改革の中では、行政訴訟改革の検討は最もよい方向に進んでいるとされていますが、それでも、4月時点で司法官僚による巻き返しがあり、それに対して、日弁連が抗議文を提出しています。

行政訴訟制度は今まで40年も改正されなかったことを今回改革するもので、その改革はこれから数十年に及ぶものですから、私たちはその重要性をしっかりと認識しなければなりません。私たちとしても、行政訴訟検討会に対して、中途半端な改正で終わらしてはならないとする市民側の意思を示す必要があります。

特に次の改革はぜひとも必要です。

1. 執行停止の原則を採用すること
2. 原告適格を拡大すること
3. 行政側に立証責任があることを明確にすること

「行政訴訟検討会」は現在、パブリックコメントを求めています（8月11日まで）、是非、皆様の意見を提出してください。

このことに関して日弁連で行政訴訟改革に取り組んでいる越智弁護士から下記のよびかけが行われています。

各位

越智敏裕

現在、政府の行政訴訟検討会で意見募集（H15.8.11締切り）が行われています。

行政訴訟改革は21世紀の国民と行政の関係を決める重大な改革です。このような機会は数十年に一度しかありません。しかし、被告となる全官庁の反対が予想される巨大な改革であり、現実には改革縮小の強力な動きが出てきておりますので、抜本的な制度改革を実現するには国民の皆様の協力が不可欠です。

行政訴訟検討会の意見募集の資料は、膨大で分かりにくく、意見を出しにくいものになっています。そこで、主要なポイントだけをまとめたメモを作りました。このメモを参考にして、是非皆さんのご意見を検討会事務局に届けてください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/pc/0306comment.html>

行政訴訟改革パブコメのポイント

【今回のパブコメの重要性と背景】

今、21世紀の環境行政訴訟を大きく左右する議論が進行しています。

これまで環境行政訴訟は全く機能しておりませんでした。処分性がない、原告適格がないなどという理由で訴訟が却下されるために、環境法律家も行政訴訟の提起自体を諦めがちなのが現状です。これは、行政事件訴訟法が現代型訴訟である環境行政訴訟に対応していなかったためです。このままでは、環境保全のために司法手続を利用することができません。

現在、行政事件訴訟法の40年ぶりの大改正の機運が高まっています。この機会を逃せば「次」は恐らくあと数十年間はありません。しかも、行政訴訟改革は、被告となる全官庁が歓迎しないテーマであり、既に改革縮小の動きが急速に強まっています。具体的には、このパブコメの「第2の3」まで（通称「第1トラック」）の小規模な改革にとどめようとする動きがあります。これでは、行政訴訟改革は小手先の手直しに過ぎず、環境行政訴訟はこれまでと同様に全く機能しないことになります。

既に政治では、問題意識のある与野党の国会議員の方々から「行政訴訟改革を行政に委ねることには限界がある、最終的には議員立法も視野に入れて立法府において決断する」との心強い発言がなされているところですが、行政訴訟検討会は、小手先の手直しで済ませるか、抜本的改革をするかの重大な岐路に差し掛かっています。

しかし、今回のパブコメはかなり難解です。自分の生活を抱え日々を生きている国民がこの難解な文章を

熟読して理解し、コメントをするのは容易なことではありません。そこで、主要な論点について簡単なポイントをごく簡単に説明するとともに、とりわけ環境行政訴訟に関連する部分について、パブコメをなさる際の参考にして頂けるような情報を提供したいと考え、簡単なメモを作成致しました。

行政訴訟検討会では、座長をはじめ抜本的改革が不可欠だと考える委員が多数おられますが、今後の改革のよりどころとなる国民の声を検討会に是非たくさん届けて頂きたいと思います。行政訴訟で最も機能していないのは環境行政訴訟であり、行政訴訟改革の一番切実な利害関係者は、環境保全活動に取り組む我々なのです。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/pc/0306comment.html>

期限は8月11日です。

【留意点】

- ・ 関心のある部分についての意見だけで結構です。
- ・ ご自分の言葉で出来る限り具体例を挙げながら書いてみてください。

1. 総論

小手先の改革、現行法の手直し、小規模改正ではなく、抜本的改革、大改正、新法制定を

「主な検討事項」の第1から第2の3までの論点（通称「第1トラック」）までの小規模な改革で終わらせようという動きがありますが、本当に重要な論点（例えば訴訟対象、原告適格、義務づけ訴訟など）は第2の4以降（通称「第2トラック」）にあります。もし今回の改革が第1トラックだけで終わってしまうとすれば、それは小手先の改革に過ぎず、行政訴訟改革は失敗に終わったといわざるを得ません。

わが国の行政訴訟制度は、欧米先進諸外国の水準に遠く及ばない状態です。行政訴訟制度の機能不全は、憲法32条の裁判を受ける権利が国民に保障されていないことを意味しているのです。

2. 各論

①訴訟対象（第2-5（2））

行政計画、行政立法、行政指導、事実行為を行政訴訟の対象に訴訟類型はできるだけ一本化を

これまでの行政訴訟では原則としていわゆる行政処分（許認可、課税処分など）を争うことしか認められていませんでした。多くの訴訟が「行政訴訟の対象には出来ない」として門前払いされてきました。しかし、現在では行政処分以外の様々な行政活動が様々な分野で行われています。行政訴訟の対象を拡大し（都市計画決定、環境基準など）行政の誤りを幅広く直す行政訴訟に変えなければなりません。行政訴訟対象の拡大ということは、例えば計画段階などより早期の時点での司法判断を行うことになり、抽象的で司法判断が可能なのかという批判もあります。しかし、例えば、有名な小田急判決でも、都市計画決定後の事業認可の段階でしか訴訟提起が認められませんでした。違法と判断された中心は都市計画決定でした。都市計画決定段階での訴訟提起を認めないことから、後述の執行不停止原則とあいまって、高架化の工事がどんどん進められた後で判決がなされることになったのです。裁判所が、既成事実が積み重なった工事を止める判断をすることにはかなり勇気がいるのです。もちろんすべての行政活動を訴訟対象にすることは適切ではありませんが、「行政処分だけでそれ以外はだめ！」というのではなく、行政処分以外にも個別事案に応じて、例えば紛争が成熟していて司法判断が可能であれば、行政訴訟の対象とすべきであると考えられます。日本で処分性がないと却下された多数の事案についても、先進諸外国では訴訟対象とされています。

なお、訴訟対象ごとに訴訟類型を設けることも考えられますが、どの訴訟類型を選択すればいいのかが原告にとって常に明らかであるとは限りません（柔軟な訴えの変更を認めることにより選択の負担を軽減することは出来ますが）。そこで、訴訟類型を一本化することが望ましいと考えます。

お勧め：A案（広く行政決定を行政訴訟の対象とし、原則として民事訴訟も認め、出訴期間をつけない）

②原告適格（第2-6（1））

原告適格の拡大を

これまでの行政訴訟では行政処分の根拠法規が個別具体的に保護している利益の侵害がない限り、原告適格（行政訴訟を提起する資格）が認められず、門前払いがなされてきました。例えば、パチンコ店の営業許可や林地開発許可については周辺住民が争うことはできません。これまで、多くの環境行政訴訟において原告適格が争われ、ごく限られた例外を除いて、ことごとく門前払いがなされてきました。環境行政訴訟における最大の難関がこの原告適格でした。そもそも環境的利益は広く薄く拡散しているのが通常であり、そもそも環境法が個人の個別具体的な利益を明確に保護しているということはなかなかいいにくいのです。日本で処分性がないと却下された多数の事案についても、先進諸外国では原告適格があるとされています。

そこで、現実問題として何らかの利益を侵害されて救済が必要な人に原告適格を認める必要があります。原告適格を認めても違法と判断されるわけではありません。行政活動が違法か否かを判断する土俵に乗ったということに過ぎません。違法判断をするかどうかの入口論争に膨大な司法リソースを費やしてきたこれまでの制度は適切ではありません。

お勧め：A案（現実の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者）

③団体訴訟（第2-6（3））

団体訴訟の導入を

これまで、団体が行政訴訟を起こすことは許されませんでした。しかし、例えば、マンション建設に反対する地元住民団体にも原告適格を認めてよいのではないのでしょうか。

また、環境保全や消費者保護の分野では、利益が広く薄く国民に帰属するため、特に行政処分がなされる前の段階の行政活動を対象とする場合には、原告適格を認めることが難しい場合も少なくないのですが、一定の実績ある信頼できる環境保護団体には公益を守るための行政訴訟の原告適格を認めてよいのではないのでしょうか。環境保護団体の訴権を認めない先進諸国はありません。

環境保護団体に司法アクセスの手段である訴権を与えることは、その活動能力を高め、活動範囲を広げることになります。

お勧め：A案+B案（原告適格を有する人の作る団体と環境保全など一定の公益活動を行う団体の両方に原告適格を求める考え方）

④義務づけ訴訟・差止訴訟・確認訴訟（第2-4）

義務づけ訴訟・差止訴訟・確認訴訟の導入を

これまでは、既になされた行政決定が有効であることを前提にこれを取り消すという取消訴訟が大原則でそれ以外の訴訟はなかなか使うことが出来ませんでした。このような制度をとっている先進国は日本だけで

す。そこで、なされていない行政決定（違法建築物の除却命令など）をすることを求めたり（義務づけ訴訟）、なされる蓋然性の高い行政決定（銀行税の課税処分など）を差し止めたり（差止訴訟）、なされている行政決定（行政指導など）の違法確認を求める訴訟（確認訴訟）ができるようにする必要があります。

国立マンション行政訴訟第一審判決は、違法建築物の是正命令権限の不行使を違法と判断したのですが、これは「無名抗告訴訟」と呼ばれ、原則として許されず、極めて厳格な要件のもとに例外的に許される訴訟類型でしたが、これを普通にできる訴訟制度にしなければなりません。

- お勧め：(1) ア＝C案（行政に対する申請権がある場合もない場合も認める）
ウ＝C案（一義的明白性、緊急性及び補充性がなくても認める）
エ＝A案（行政に対する判決の執行について民事訴訟と同様に考える）
(2) ウ＝E案（一義的明白性、緊急性及び補充性がなくても認める）

⑤仮の救済制度（第2－3）

執行停止原則の採用を 仮命令・仮差止等の制度の導入を

これまで行政訴訟を提起しても行政活動を止めることが出来ませんでした。例えば、北海道の二風谷ダムは判決を出す頃には既に完成してしまっており、違法ではあるが壊すわけには行かないということで請求が棄却されたこともありました（事情判決）。違法だとする判決が出されても、既に環境が破壊されてしまった環境を回復することは出来ません。特に環境保全の分野では、司法判断が出るまでは既成事実が作られないようにする必要があります。

そこで、ドイツにおけるように、行政訴訟を提起すれば、判決までは行政活動を原則として停止する制度を採用すべきです。

また、これまでは原則として取消訴訟しか認められなかったため、仮に差し止めたり、仮に命令をしたりすることが出来ませんでした。執行停止以外の仮の救済の制度を整備する必要があります。

⑥弁護士費用（第2－8(2)）

片面的敗訴者負担制度の導入を

行政訴訟は行政活動が違法であるか否かを争うものです。本来行政活動は適法でなければならず、それを是正するための費用を原告国民に負担させるのは不当です。また、原告が勝訴した場合には行政活動の違法が是正されたことになり、公益にも資することになります。他方で、行政訴訟の敗訴率は85～90%といわれ、原告敗訴の場合に相手方の弁護士費用を負担させるとすれば、提訴への萎縮効果は極めて大きく、妥当ではありません。そこで、原告勝訴の場合にのみ被告行政側に弁護士費用を負担させる片面的敗訴者負担制度を導入すべきです。オランダでは明文で行政訴訟の片面的敗訴者負担制度が認められています。

アメリカでは、環境保護団体が判決や和解により、多いときには1件で数千万円の弁護士費用を取得して活動資金に宛てているといわれます。わが国の環境保護団体の発展にとっても重要な制度改革と言えるでしょう。

お勧め：B案（弁護士費用の片面的敗訴者負担制度）

以上のような制度は、先進諸外国において普通に取られているものです。台湾では日本とほぼ同じ行政訴訟制度が採用されていましたが、日本の制度よりはるかにすばらしい行政訴訟制度に改革されました。

環境保全を願う者の最後の手段としての行政訴訟改革を是非実現させたいと思います。一言でも結構です

ので、是非、1件でも多く、抜本的改革を求める声を検討会事務局に届けてください。行動するのは「今」です！

【参考サイト】

行政訴訟検討会 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/05gyouseisoshyou.html>
国民と行政の関係を考える若手の会 <http://www.kokumin-gyosei.jp/>

水資源機構法施行令

(特定多目的ダム方式負担割合等)

第十八条 この章において「特定多目的ダム方式負担割合」とは、特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）第一条の二から第六条までの規定の例による方法により算定する割合をいう。

2 この章において「不要支出額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の縮小があった場合において、当該新築又は改築に要する費用の額と、当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額との差額をいう。

3 この章において「投資可能限度額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の目的である各用途について特定多目的ダム法施行令第五条の規定の例により算出した金額又は同令第六条の規定の例により算出した金額のうちいずれか少ない金額から、当該水資源開発施設の効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設又は工作物で専ら当該用途に供されているものの新築又は改築に要する費用の額を控除した額をいう。

(水道等負担金及び水道等撤退負担金)

第三十条

2 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、水道又は工業用水道の用途に係る部分を縮小した者の水道等負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、法第二十五条第一項の規定により事業からの撤退をした者が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（以下「水道等撤退負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、

主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあった場合イ又はロに掲げる額とハに掲げる額とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

イ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、当該事業の縮小に係る不要支出額。

ロ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合にあつては、当該事業の廃止までに水道等専用施設の新築又は改築に要した費用及び当該事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用の額

ハ 水道等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、次に掲げる額を合算した額

(1) 当該事業の縮小に係る不要支出額

(2) 当該水道等共同施設が特定施設である場合において、当該事業の縮小後において、治水関係用途の当該水道等共同施設に係る費用の負担について第二十一条第一項の規定により算出した額が、当該用途に係る投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

(3) 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該水道等共同施設に係る費用の負担についての前項第二号に掲げる額（略）が、当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

(4) 当該水道等共同施設が第三十三条第二項第一号ロのかんがい排水等共同施設（次号において単に「かんがい排水等共同施設」という。）である場合において、当該事業の縮小後において、かんがい排水の用途の当該水道等共同施設に係る費用の負担について同号ロの規定により算出した額が、当該用途に係る投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資

可能限度額を超えないときにあっては零

(水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金)

第三十二条 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第二十五条第二項の規定により流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。）が同項に規定する費用につき負担する負担金の額は、次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。この場合において、法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除するものとする。

一 水道等専用施設に係る費用の額（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合には、当該者の当該水道等専用施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額を控除した額）。こ

の場合において、水道等専用施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者が二以上あるときは、当該費用の額に、当該二以上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対するその者の特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じて得た額とする。

二 水道等共同施設に係る費用の額（次に掲げる費用の額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、その者の特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

イ 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の水道等共同施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額

ロ 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

ハ 水道等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

水資源機構法施行令の 「ダムからの撤退の費用負担ルール」

水資源開発公団が今年10月から水資源機構に衣替えるに伴って、水資源機構法施行令が7月18日に閣議決定されました。この施行令により、地方自治体等がダム事業から撤退する場合の費用負担のルールも定められたのですが、施行令の条文がきわめて難解です。国土交通省の担当者（河川局水政課甲川課長補佐）に聞いて、撤退する場合のルールに関しておよそのことが分かりましたので、それをまとめておきます。また、それに関係する条項の抜粋を掲載しておきます。（条文をカッコ書きや但し書きに入っている部分も含めて読むと、分かりにくいので、その部分は削除しました。）

なお、この担当者は、今回、撤退の費用負担ルールを定めたのはダムからの撤退希望者が多くなってきたからではなく、水資源開発公団が水資源機構という独立行政法人になるのに伴って、地方自治体等と水資源機構との契約が変更になった場合のルールを用意する必要があったからであると言っていました。実際は分かりません。また、直轄ダムに関して特定多目的ダム法施行令のこのような改正は当面は予定していないという話でした。

今回の撤退の費用負担ルールが実際にどのように機能するのか、実例がでてこないと判断がむずかしいところがあります。撤退を望む者に過重負担をかけて、

ダムから撤退さにくくするルールになることも危惧され、このルールについての評価は慎重な検討が必要です。

水道・工業用水道がダム事業の用途を縮小する場合又はダム事業から撤退する場合に負担する費用（同施行令第三十条2）

イ 水道等専用施設（取水堰等）の新改築の事業が縮小された場合は、その縮小に係る不要支出額

ロ 水道等専用施設（取水堰等）の新改築の事業が廃止された場合は、事業の廃止までに要した費用及び、廃止に伴い追加的に必要となる費用の合計

ハ 水道等共同施設（ダム）の新改築の事業が縮小された場合は、次の合計額。

①事業の縮小に係る不要支出額

②事業の縮小後に治水関係用途の費用負担額がその投資可能限度額を超えるときはその超える額（超えないときはゼロ）

③事業の縮小後にその他の水道・工業用水道の費用負担額がその投資可能限度額を超えるときはその超える額（超えないときはゼロ）

④事業の縮小後にかんがい関係の用途の費用負担額がその投資可能限度額を超えるときはその超える額（超

えないときはゼロ)

ただし、以上の方法による負担額の算出が著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

〔主〕 不要支出額と投資可能限度額（同施行令第十八条）

不要支出額：事業を縮小する前までの既支出額のうち、事業の縮小で不要になった部分の既支出額

（同施行令第十八条では、不要支出額は「(A) 当該新築又は改築に要する費用の額と、(B) 当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額との差額をいう。」と定義されているが、この文章が非常にわかりにくい。Aは縮小後も含めて完成までに実際に必要となる全費用、Bは最初から縮小した規模で工事が進めた場合に完成までに要する全費用を意味する。）

投資可能限度額：各用途についての身替り建設費と妥

当投資額のうち、小さい方の額

（ダムの費用割り当て（アロケーション）を行うとき、各用途について身替り建設費と妥当投資額を計算し、両者の小さい方の金額を基本にして費用を配分する。この身替り建設費と妥当投資額が撤退のルールに使われている。身替り建設費は各用途が単独でダムをつくる場合の建設費である。妥当投資額は治水の場合は年平均被害軽減額、かんがいでは年平均効果額などから計算するが、水道・工業用水道は身替り建設費がそのまま妥当投資額の値として用いられる。）

ダム事業を廃止する場合の水道・工業用水道の負担額（同施行令第三十二条）

一 水道等専用施設（取水堰等）に係る費用の額に、特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じた額

二 水道等共同施設（ダム）に係る費用の額に、特定多目的ダム方式負担割合を乗じた額

ただし、一、二とも補助金を除く額とする。

支出差止訴訟に勝てば長良川河口堰は破産消滅する

長良川河口堰建設差止訴訟（元）原告 村瀬惣一

1.

長良川河口堰（94年3月本体完成、'98年4月給水開始、同債務償還開始）の建設事業費は1540億円のうち工業用水分の30%を経済産業省が、30%を受益県の即金で、水道用水分の1/3を厚生労働省が、洪水調節分の70%を国土交通省が負担し、その余は「受益県」が起債（財投）により償還する。但し、洪水調節分は即金。それが財投の23年ローン（利率5.33%）で元利合計、

	工業用水分	水道用水分
愛知県	500億円	220億円
三重県	355億円	200億円
名古屋市		155億円

になる、とされる。県負担のうち水道用水分は市町村へ供給（既設水源に余剰があるのに押しつけ給水）をして回収する。愛知県は知多の5市5町が対象、三重県は中勢の2市7町（北勢も対象であるが工事未着工）を対象とする。名古屋市は受水しないが債務だけは負う。

だが、全て販売の見込みのない工業用水分については、愛知県は年額33億5000万円の、企業会計に対する「貸付金」を、三重県は20億8000万円の「出資金」を、それぞれの'98年度以降の一般会計に計上した。所詮、将来にわたって収入見込みのない支出。これは一般会計から企業会計への繰入を禁止する地方財政法に違反する、とする住民訴訟が両県で進行している。

もし住民側がこれに勝利すれば両県は工業用水分については債務の償還不能—河口堰のうち工業用水分については「事業再建」（破産）となり、債務を財投から市中起債に切りかえ、利率は財投の5.53%から、市中調達の20%～25%程度に低下するはず。この方が住民にとってはトクだが、ネックは知事と県当局の責任問題なのだ。

2.

住民訴訟の現状はこうだ。

愛知県	名古屋地裁へ提訴	'98.9.14	三重県	津地裁へ提訴	'99.2.16
	〃 判決（却下）	'01.3.2		〃 判決（却下）	'00.1.27
	名古屋高裁へ控訴	'01.3.15		名古屋高裁へ控訴	'00.2.4
	控訴審判決（棄却）	'02.2.28		〃 判決（一審取消、津地裁差戻し）	'00.7.13
	最高裁へ上告	'02.3.14		最高裁へ上告	'00.7.26
	上告審判決（棄却）	'03.3.18		〃 一審差戻し（津地裁に係属中）	'03.3.19

津地裁の却下理由の如きは「一般会計から企業会計へ出資（繰入れ）しようとも所詮は県庁内のカネの移動、県としての損得はないというヒドイものだ。

但し住民訴訟の勝利は直ちに河口堰破産の決定打になると申しているのであって、勝てなければ存続可能だというわけではない。県が財政的に悲鳴を上げれば—それが出かかっているのだ—そうなる。住民訴訟はその時期を早めるものだ、と御承知ねがえば結構ということです。

貴重な水資源の活用に、公正なルールの確立を —国会環境委員会の視察にむけて—

2003年6月20日 太田川ダム研究会

複数の市民団体の調査活動によって、静岡県西部地区全体の水資源には、水利権水量と実使用量の間に日量155万 m^3 の余裕があること、わざわざ多額の公費を投下し、貴重な自然を破壊してまで太田川ダムを建設し、しかもその12kmも下流から多量の生活、産業排水を含む5.6万 m^3 の水を上水道用に取り必要は全く無いことが判明しました。又県の将来の水需要に対する予測は、国の推計から懸け離れた過大なものであることも明らかになりました。これらの事実は、静岡県弁護士会が住民側、県当局側双方の言い分を公平に聴取した上で出された平成15年2月13日付け公害対策環境保全委員会報告でも確認され、同3月28日付けの会長の県知事に対する要望書となって県当局にも提示されています。

私どもは天竜川東岸自治体の上水供給増加の希望に合理的な部分があったとしても、それは西岸からの融通で十分賄えること（年平均10.4万 m^3 /日の余裕が、一年を通じてどの月にもある）、万一渇水期に上水が不足するというならば有り余って44.4億の累積赤字を出している工業用水、河口閉塞防止の意義を既に失った馬込川掃流用水（90万 m^3 /日の水利権をもつ）の合理的転用によって十二分に対応できることを指摘しています。

県当局がこれら市民側からの合理的提案を拒む最終的なよりどころとなっているのは、夏の渇水期に天竜川の流量が、鹿島地点で維持水量85 m^3 /秒を割ると取水ができなくなると言う理由です。しかし天竜川が渇水の時に、流域面積がその1/10しかない太田川に水があるでしょうか？

天竜川の渇水流量が85 m^3 /秒を下回った平成7、8、9年、太田川ダムサイトの渇水流量はそれぞれその年度で天竜川のその1/354、1/398、1/697でありました。考えられないことではありますが、天竜川の3ダムに水がなく、太田川ダムだけに水が十分あったとしても、そこからの計画給水量0.654 m^3 /秒では天竜川の最低の渇水流量50 m^3 /秒の僅か1.3%を補えるに過ぎません。県はそれでも太田川ダムが利水に必要と強弁できるのでしょうか？（しかもこれらの年度でさえ、取水制限はあっても給水制限は起きていません）。

さらに重大な事実を指摘致します。大東町在住の元JR東海社員で菊川駅長も勤められた藤原満代氏の調査に依ると、大東町を含む4町で、国土交通省の管理する大井川農業用水の大規模な無断転用が行われています。大東町を中心に誘致された10数社の企業に、日量約6200 m^3 の農業用水が国、県の承認なしに工業用水として供給されています（大東町誌その他による）。大東町は石川知事の出身地でもあり、このような大規模の不正使用を県当局が知らないはずはないと考えられます。しかるに県環境森林部水利用室のY主幹は、水の合理的合法的転用を薦める国の勧告をあざ笑い、「あれは国の官僚が現場の苦勞も知らずにいい格好をしているだけ」と放言しています。

天竜川からの水の合理的転用を法を盾にとつて拒否しておきながら、大井川からの法を無視した転用（はっきり言えば盗水）を黙認するとはどういうわけでしょうか！？

客観的にいうと、日量6,000 m^3 以上の水を30年も転用して農業には何の支障もなかったと言うことになります。公正なルールを打ち立てた上でなら、社会のニーズの変化に対応した合理性のある転用は認めるべき時代です。

しかしこの無断転用された水の使用料金は国にも県にも納められていません。これは法治国家としては考えられない事態であります。石川知事は公共の利益のためと称して空港建設に同意できない農民から祖先

伝来の土地を強制収用しようと画策していますが、一方でこのような無法状態を黙認してはもはや公共の利益の代表者を僭称する資格はありません。

私どもは国土交通省と静岡県当局がこの不法転用の全貌をすみやかに国民、県民の前に明らかにし、法に照らして正すべきは正したうえで、住民参加のもとに全県に共通した水資源の公正かつ合理的な使用ルールを確立することを強く要望致します。

その場合、天竜川からの水の合理的転用を阻んでいる維持水量の再検討が必要です。河川局、資源エネルギー庁、電気事業連合会が策定し、88年7月14付で出された指針（河川法水利使用規則）が示す維持用水の基準は、集水面積100km²あたり0.1-0.3m³/秒ということです。これを大井川、川口頭首工に近い神座での集水面積（1,160km²）から計算すると3.5-1.2m³/秒となります。上流20kmの塩郷堰堤からの放流量を増加させて5m³/秒（冬場は3m³/秒）の維持流量を実現したのは川根三町を中心とした、激しい「水返せ」運動と、当時の斉藤県知事の折衝努力の成果です。

所で上の規則を天竜川、鹿島地点にあてはめると、維持水量は僅か14.4m³/秒から4.9m³/秒になります。なぜ天竜川ではこの規則を遥かに上回る85m³/秒と言う維持水量が設定されたままになっているのでしょうか。度々の情報開示請求で明らかになったように、この維持水量については生態学的根拠は提示されていません。

50年前の状況下で、河川工作物の構造と機能の維持のため、鹿島地点で1.2mの水位が必要であったと言うのが唯一の理由です。私どもは河川の生態系、漁業の維持のためには前記の計算量は明らかに少なすぎると思いますが、他の一級河川と比べて極端に高い85m³/秒に固執して、水の合理的転用を拒否する理由もないと考えます。

河川	維持水量	集水面積	全流域面積
天竜川（鹿島地点）	85m ³ /s	4880km ²	5090km ²
木曾川（馬飼地点）	50m ³ /s	4684km ²	9100km ²
利根川（河口地点）	30m ³ /s	16840km ²	16840km ²
大井川 神座地点	5m ³ /s	1160km ²	1280km ²

又水源開発問題全国連絡会の専門家で水問題の第一人者、嶋津暉之氏は私どもの質問にこたえて、『水利権の転用はある目的のために開発したものを他の用途に転用するものですから、渇水時の流量が維持水量を満たしているかどうかは全く関係の無いことです。国土交通省中部整備局の見解は基本的にあやまっています。東京都、埼玉県、千葉県ではダムで得た工業用水の水利権を水道に転用しましたが、その場合維持水量の事は全く触れていません』とのべています。この問題は流域委員会の課題として、流域住民の総意の基に合理的解決を求める事を要望します。

（文責 森町在住 岡本 尚）

（参考資料）

投資額に応じ取水制限緩和 渇水時の調整で国交省方針

共同通信ニュース速報

国土交通省は二十五日、水道や工業用水の確保のため地方自治体がダム建設に投資した額に応じて、渇水時の取水制限を緩和する新しい方式を導入する方針を固めた。一律30%などの取水制限では「負担に応じた受益が得られない」とする自治体などの不満に応えるのが狙い。

新方式の対象は、水道や工業用水といった都市用水。取水量の30%以上削減など深刻な取水制限

をする前の10—20%取水を減らす段階で、ダム建設に自治体など利水者が投資した額が多ければ取水制限を緩和するような仕組みにする。

これまで取水制限は「互助の精神に基づく一律削減」(国交省)を基本としてきた。

近年、少雨化傾向のためダムを造っても計画通りの水量が確保できない事態が起きている。新たなダム建設は難しく、水供給を安定化するための対応が必要となっていた。国交省は、河川ごとに国と自治体、利水者らが話し合い具体的な取水制限方法を決めてもらう考えだ。

最近十年間では利根川・荒川水系で三回、木曽川水系で六回の取水制限を実施するなど渇水は頻発している。特に利根川・荒川水系の都市用水では、建設中のダムが完成しても、最近二十年間の少雨傾向が続けば供給能力は一秒当たり二百立方メートル(計画では二百三十立方メートル)にとどまると試算されており、安定供給が課題になっていた。(2003-05-25-16:01)

太田川ダム計画の現地視察と再検討を求める要望書

参議院環境委員会 委員長 海野 徹様

2003年6月30日

ネットワーク「安全な水を子どもたちに」

代表 周智郡森町陸実1710

山本幸男

代表 浜松市湖東町1484—182

守屋孝世

代表 引佐郡三ヶ日町都筑3110—17

山本 寛

「太田川ダムはいらない」住民協議会

事務局 磐田市東坂町1178

大杉幸好

太田川水未来代表

周智郡森町橘 24—1

鈴木恵三

太田川ダム研究会代表

周智郡森町円田443—5

岡本 尚

静岡県西部の二級河川、太田川上流に計画されている太田川ダム計画には、静岡県が掲げる利水目的、治水目的いずれにも、貴重な自然環境を破壊してまで建設する必要性、合理性がありません。又取水点がダムサイトから12kmも下流、森市街地より2km下流にあるため、原水の汚染は淀川以上で、供給される水道水の品質には多大の疑問があります。しかも今に至るまで、水の供給単価が明らかにされておりません(以上資料I)。

さらに建設を予定しているダムが有効に機能する期間を規程する堆砂速度について、県土木部による見積もりには重大な疑義があり、50年ほどで利水、治水機能とも半減する可能性が高いと考えざるを得ません。また県の堆砂対策なるものには必要となる費用の見積もりが全くありません(資料II)。なお利水と水質の問題点に関しては、既に静岡県弁護士会が知事への要望書において、また経済誌「週間ダイヤモンド」が6月28日号において、市民団体の指摘が正当であることを第三者の立場から認めております(資料III)。

このような計画の強行は、その景観と自然的価値が全国で10指に入ると言われる太田川のかげがえのない環境を破壊するとともに、危機に瀕している静岡県の財政の破綻、県民の生活と福祉の破壊をますます拡大するものであります。私ども静岡県西部の市民団体は貴委員会による現地視察と、本計画の問題点の抜本的な調査を切望してやみません。よろしく御検討下さいますようお願い申し上げます。

混迷の？「淀川水系流域委員会」

2003年7月27日

「関西のダムと水道を考える会」代表 野村東洋夫

A) これまでの経緯

1) 「提言」

H13年2月から始まったこの委員会は、委員や国土交通省近畿地方整備局の積極的な姿勢もあって、時には1ヶ月に数回の委員会や部会が開催されることも珍しくないというハイペースで審議が行われました。そして開始から2年経った今年1月に「提言」と称する中間答申が出され、その中に「ダムは建設中のものも含め、原則として建設しない」との画期的な文言が盛り込まれていたことは、ご記憶の方も少なくないと思います。淀川水系には現在、建設段階のダムが直轄ダム、公団ダムだけでも5つもあるため、マスコミもこれを大きく取り上げましたし、私達の会でも会員が手分けをして委員会、部会の傍聴や意見表明を積極的に行ってきたので、この「提言」には心から快哉を叫んだものです。

2) 「ダム見直し案」

しかしながら、この「提言」を受けた近畿地方整備局が4月、5月に出してきた「ダム見直し案」は期待に反して「提言」を殆んど無視したものでした。その内容を5つのダム個々について見てみますと、

1、丹生ダム

(事業主体：公団、建設地：滋賀県余呉町、総貯水量：1億5000万 m^3)

(従前計画)：大阪府、阪神水道など淀川下流部の水道利水を主目的とした多目的ダム

(見直し案)：実質上はこの利水目的を全面的に削除しながらも、ダムの規模は変えないで、新たに琵琶湖などの「環境改善容量」なるものを無理矢理創出

2、大戸川ダム

(国交省、滋賀県大津市、3360万 m^3)

(従前計画)：下流部の治水の他に大阪府、京都府などの利水目的を併せ持った多目的ダム

(見直し案)：淀川水系桂川の既設ダム(日吉ダム)の貯水率が計画に反して悪いため、利水容量の大部分を治水容量に転換し、大阪府などの利水容量を、新しく造るこの大戸川ダムに“振り替える”と云うもの

3、天ヶ瀬ダム再開発

(国交省、京都府宇治市、放流トンネル計画)

天ヶ瀬ダムは昭和39年に完成した既設ダムで、琵琶湖から流れ出た水を一旦堰き止めることにより、瀬田川洗堰と共同して、洪水時の琵琶湖水位と淀川流量を調節することが主目的。

問題はこのダムが「淀川水系工事实施基本計画」の策定以前に造られたものであるために、放流能力が不足し、この計画で必要とされる1500 m^3/s の半分程度でしかないことから、既存ダムと並行する形で新たに放流トンネルを築造する必要があるとして、「再開発」との名称が与えられているものです。従って今回、特に見直された訳ではありませんが、必要性は高いとして、今回改めて表舞台に押し出された形です。

4、川上ダム

(公団、三重県青山町、3300万 m^3)

(従前計画) : 上野市の治水と共に、伊賀水道、奈良県、西宮市の水道利水を併せ持った多目的ダム。

(見直し案) : 治水はそのまま、水需要の見直しにより利水容量を縮小。

5、余野川ダム

(国交省、大阪府箕面市、1760万 m^3)

(従前計画) : 猪名川の治水と共に、阪神水道の利水目的も持った多目的ダム。

(見直し案) : 同じ猪名川水系の既設ダム(一庫ダム)の貯水率が低いため、大戸川ダムと同様に、このダムの利水容量の一部を治水容量に転換し、減った利水容量を新たな余野川ダムに“振り替える”というもの

以上のように、近畿地方整備局の出して来た「見直し案」は、川上ダム、余野川ダムについては規模縮小の可能性を示唆しているものの、大勢としてはほぼ従来計画通りであり、委員会「提言」を殆んど無視したのものとなっていたため、委員達やマスコミから批判と失望の声が上りました。

3) 現況

委員会の現在の活動状況ですが、9月5日開催予定の「委員会」で整備局が委員会に対して「河川整備計画原案の案」を提示することになっていますので、委員会としてはそれまでに出来るだけ審議を詰めて整備局に圧力を掛けようと、現在は各部会とも、かなり精力的に審議を重ねている状況です。

そして委員会としての「最終意見書」は今のところ10月末の提出予定とされており、これを受けて整備局がその後に「整備計画原案」を策定することになります。

B) 私達の感想

1) 50余名の委員達はそれぞれに専門分野を持っているものの、「ダム」に詳しい人は意外に少ない中で、多くの委員がダムについても熱心に審議されており、また近畿地方整備局も河川法の精神に沿った新たな河川行政を模索すべく、基本的には前向きの姿勢を取っていることは評価すべきと思います。1月の「提言」は正にその結晶と言えます。全国の数ある「流域委員会」の中でも先進性において抜き出ているのではないのでしょうか。

2) では何故、「見直し案」に「提言」の主旨が反映されなかったのでしょうか？

真相は私達にも分かりませんが、恐らく「ダム推進勢力」からの強烈な巻き返しがあったものと思われます。単なる計画段階のダムと異なり、どのダムにも計画当初から数えて20年、30年という長い経緯と歴史がありだけでなく、既に建設段階に入っており、それをこの「提言」1本でひっくり返すことは誰にも出来ない芸当です。云わば“2歩進んで2歩下がった”ということではないかと私達は理解しています。このことは決して“元の木阿弥”と同義ではなく、“2歩進んだ”という実績が重要であろうと考えます。

「提言が全く生かされていないではないか？」と詰問する委員に対して、整備局は委員会の場で次のように明言しています。

a) 整備局が策定することになる「整備計画原案」においては、ダムについては明確な表現は取らず、「調査検討を継続する」と記述する。

b) この「調査検討」期間は1～2年とし、流域委員会もこの間、継続する。

c) 個々のダムについての最終結論が出るまでは、本体工事などの新たな工事段階には入らない。

3) とは言うものの、整備局の「見直し案」には曖昧な点多過ぎます。例えば

a) 丹生ダム、大戸川ダムの場合、「見直し案」全文を読めば、大阪府などがこれらのダムから撤退するこ

とを前提とした議論であると思えないにも拘らず、どこにもそのことが明記されていない。

b) 整備局は大戸川ダム、余野川ダムについては、利水容量を既存ダム（日吉ダム、一庫ダム）からこれらの新規ダムに“振り替える”と言う。この場合は新規ダムの利水容量については国の新たな費用負担となると考えられるが、コストアロケーションについてはノーコメント。

これらの事実から逆に推測すれば、大阪府などの水資源開発からの撤退は舞台裏では合意されているが、厚生労働省などの他省庁との関係もあり、まだ正式決定には至っていないために、近畿地方整備局としては「見直し案」ではこれには取えて触れなかった・・・財源についても国の財政危機にあって見通しなど立っている訳がないが、近畿地方整備局としてはかねてからの懸案事項であった利水の「振り替え」を、敢えてこの際、週上に載せた・・・といった所ではないか、整備局も捨て身のバクチであったのではないかと気がします。

4) 河川法第16条の2によれば、「流域委員会」は所詮、河川管理者が河川整備計画案を作成するに当たって意見を具申する機関に過ぎず、最終の整備計画は河川管理者（国交省）が決める訳ですが、たとえそうであっても、委員の方々にはお疲れのこととは思いますが、今秋の意見書提出まであと一頑張りして頂きたいし、私達市民やマスコミも強力に意見を発信し続けるべきですが、取り分け近畿地方整備局河川部の諸氏には、お得意の“引き伸ばし戦術”を駆使してでも、なんとか“初志”（河川法の精神）を貫徹して頂きたいと思っております。

この国にとって「市民」が賢くなることも勿論必要ですが、それと共に「プロ」にもプロらしく、もっとしっかりして貰う必要があるからです。「淀川水系流域委員会」がその契機となったとすれば、それはそれで大きな意義を持つことになるのではないのでしょうか。

徳山ダム建設費 1000億円超増額か？

7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウムから新たな飛躍へ

(1) 7. 12シンポジウム実行委員会の発足

2月、運営委員会で「やめよ！徳山ダム50号」発送作業をしながら、徳山ダム結審結審以後今年秋に予定される判決に向けての運動の組み立てについて話し合っていた。「6月か7月に名古屋市で“長良川河口堰と徳山ダムとは木曽川水系水資源開発の同根の問題である”ことを明らかにして、徳山ダム問題を訴えたいね」。

「名古屋で」というのは、今年2月の愛知県知事選－池住選挙－の政策論議の中で、様々な問題に対して自覚的な市民の方でも「徳山ダムは岐阜県の問題。名古屋市や愛知県の問題ではない」と思って居られる方が結構多いということを知ったからだ。やはりこの地域で運動を展開していくには名古屋市に運動を作りたいと考えた。

さっそく長良川河口堰住民訴訟愛知・原告弁護団の方々に連絡をとって賛同を得、3月17日に名古屋で「シンポジウム実行委員会・準備会」をもち、4月末までに「7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウム実行委員会（参加団体：徳山ダム建設中止を求める会／徳山ダム裁判原告・弁護団／長良川を愛する会／長良川河口堰住民訴訟愛知原告・弁護団／長良川河口堰住民訴訟三重原告・弁護団／長良川河口堰建設に反対する会・岐阜／みたけ・500万人の木曽川水トラスト／長良川河口堰の水を考える住民の会／「自然の権利」基金／名古屋水道労働組合／国労新幹線名古屋支部）」を立ち上げた。

折しも3月半ば、2つの長良川河口堰住民訴訟の上告棄却判決が相次いで出された（「三重」：13日。上告人は住民側。津地裁での審理やり直し。「愛知」：18日。上告人は愛知県。住民敗訴確定）。長良川河口堰問題への名古屋での新たな取り組みも必要となった。

(2)「徳山ダム さらに1000億円超」・・・中日新聞1面記事

徳山ダム事業費は、現在は総事業費2540億円（1985年単価）となっているが、来年度予算要求でこれを超えるのは確実。そこで当会は「2540億円を超えて事業費を出すなら広範な論議に付すべき。いったん工事凍結を」という申入れを行おうと、中部地整の担当者に「2540億円超につき申入書を出したいので6月10日に会ってほしい」と電話したところ「6月10日では何もお答えできる状態にない。もっと後にしてほしい」とのこと。「いつまで待てば一応の答えが出るのか」「それ自体が分からない」「概算要求額が決まってからでは遅い。こちらが間抜けにみえる、6月中には」と5月いっぱい押し問答を繰り返した末、結局6月4日にこれまでに使った金額と増額変更手続についての「質問書」を国交省中部地整流域調整官Y氏宛に投函・郵送した。

そうしたら、である。6月7日の中日新聞（東海地域では発行部数最大）朝刊1面トップに上の記事が載った。週明け6月9日には、Y氏に電話で「どういうことだ」と詰問すると「新聞記事にある通り、具体的なことは何も分からない。中日新聞の取材にもそう申し上げた」

その後、中部地整、国交省本省、水公団中部支社などに何度も電話したところ、結局「具体的なことは何も分からない」「利水者にも何も相談していない」「治水分を負担する岐阜県、三重県にも、発電事業の起業者である電源開発（株）にも話はしていない」。しかし「8月上旬に増額金額を示したい。12月に事業実施計画変更の予定」。

前回97年－98年の徳山ダム事業実施方針・計画変更は、年末年始の超過密日程（97/12/26事業実施方針変更 98/01/06岐阜県知事同意 98/01/08事業実施計画認可）で進められた。事業の基本となる事柄が、公な

議論は一切なしで決まってしまうている。それでもこのときの変更では、97年2月には「事業実施方針（案）」「同参考資料」「事業実施計画（案）」が出されて、利水者や関係県と協議を重ねていた。表に出されなかったが、ともかくも文書化された「案」と「資料」が存在したのだ。

徳山ダム建設費自体を増額するとなれば－500億円か1000億円か1500億円か？－、前回変更を遙かに上回る大規模な変更となるのは確かである。なのに7月になっても「変更案」も「参考資料」も存在しない。この状態で8月上旬には増額の数字を決めて概算要求をするというのだ。当の利水者にすら何の手がかりも示さない中で、密室協議が重ねられている。

新河川法の下で、国交省は何かというと「透明性確保」を言う。水公団は「地域のニーズを踏まえて」「積極的な情報発信に努め、透明性のある経営」を行う水資源機構になると謳う。しかし実際には、私たちが将来世代が長期に背負わされる巨大な負担について、極めて「不透明」に決められようとしている。

(3) 7. 12 『徳山ダムは名古屋の問題』 シンポジウム

当日は、150部用意した資料が全部なくなり、会場がいっぱいになった。長時間のシンポだったが、参加者は皆、最後まで集中して盛り上がった。

<内容>

I. 『各地から』

全体の概要説明：伊藤達也（金城学院大、長良川河口堰住民訴訟愛知原告）

長良川河口堰で、関係自治体住民は、無駄な水源開発がいかに大きな問題かを思い知らされている。徳山ダムでそれが増幅されて繰り返されることを防ぐ運動を考えていく機会としてこのシンポジウムを役立てたい。

(1)愛知：山内 悟（半田市議、長良川河口堰の水を考える住民の会）

5年前に長良川河口堰の水に換えられて、明らかに「悪い水」になった上、水道料金も上がった。市民は、黙っていられなくなった。半田市長は「元の本曽川の水源に戻す」ことを公約に当選したが、愛知県の態度は硬い。引き続き運動を盛り上げていきたい。

(2)岐阜：近藤ゆり子（徳山ダム建設中止を求める会、徳山ダム裁判原告）

99年段階で、大垣市の財務課長さえ「徳山ダムの水が大垣地域に供給される」ことを知らなかった。岐阜県が何を根拠に「大垣地域に徳山ダムの水道水源が必要」としたのかを尋ねても「公開することにより事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報」だとして隠している。国交省は、今年度中に建設費の増額変更をする、その金額を8月上旬に出す、と言いながら、この時点で何の「案」も「資料」もない、質問に答られるような情報も存在しない、という。密室で将来世代にわたる負担が決められようとしている。

(3)名古屋：武藤 仁（名古屋水道労働組合、徳山ダム裁判原告）

名古屋市は使う予定もない長良川河口堰事業の水利権確保によって、水道事業経営が苦しくなり、水道料金値上げで市民に負担を被せると同時に水道労働者を削減してきた。名古屋市は、徳山ダム「完成」後には毎年何十億円という額の償還をしていくことになる。建設費増額で更に負担は大きくなる。今こそ全面撤退するときである。

(4)三重：大森 恵（長島町議、長良川河口堰住民訴訟三重原告）

長良川河口堰完成後になって、亀山市の住民から「長良川河口堰の水が亀山市にやってくると、名古屋市での集会で聞いて驚いた。何とかやめさせたいので情報がほしい」といつてきた。一人で言い続けていたことがようやく届いたと嬉しかった。

住民の声に押されて、亀山市長は「水は要らない」とはっきりと言い、三重県は01年、長良川河口堰から、中勢・北勢地方の給水計画を先送りした。

三重県企業庁は03年4月の「新知事への事務引継文書」で「長良川河口堰の負担で経営が苦しい」と悩みを率直に述べている。無駄な水源開発はやってはならない。

Ⅱ.『徳山ダムの抱える問題点』

水は余っている：富樫幸一（岐阜大）

負担はどうなる：竹内裕詞（徳山ダム裁判弁護団）

裁判という方法：在間正史（徳山ダム、河口堰愛知・三重裁判弁護団）

（録音したものを編集して遠からずHPに掲載すると、HP管理人は張り切っています。当会事務局サイトURL:<http://tokuyama-dam.cside.com/>）

シンポ後の実行委の会議で、「7. 12『徳山ダムは名古屋の問題』シンポジウム実行委員会」の名で2つの申し入れ行動を行うことを決めた。

申し入れ行動 7/25 国交省中部地整・水公団中部支社

8/7 名古屋市（予定）

このシンポと行動を基礎に名古屋での運動を作っていくことになった。

ここからまた木曽川水系の水資源開発問題への新たな取り組みが始まる。

① 7月20日、朝日新聞名古屋本社版は一面トップで「徳山ダム 治水へ一部振り替え案」、28面で「『水余り』無視に限界」という記事を載せた。利水分を治水分に振り替えるとすれば、徳山ダムが7月18日閣議決定の「工事着手後の水公団事業からの利水者の撤退新ルール」のリーディングケースとなる。この「撤退新ルール」を基礎に、特定多目的ダム法下での同様の「撤退ルール」を作ると言われている。全国の皆さん、ご注目！

② 同じ7月20日、大垣市荒崎地区センターで、被災住民らによる昨年7月10日出水（揖斐川支流の大谷川右岸の「洗堰」からの越流による浸水被害）の「被災1周年集会」が開かれた。荒崎地区は、洗堰築堤後、40年に14回の浸水被害を被っている。76年当時の建設省文書でと記述されながら、なぜか宅地化が進み、市街化区域になってしまった。「徳山ダムが完成すれば解決する」（とは実は国交省も言っていない）「徳山ダム完成が先」と、徳山ダム推進のダシに使われるばかりで、未だに根本的対策の案も示されないでいる。聞けば聞くほど行政の手落ちによる人災であることが明らかになる。

徳山ダム建設中止を求める会 事務局 近藤ゆり子

岐阜県大垣市田町1-20-1 0584-78-4119 (fax兼)

03/07/13 中日新聞

水資源開発公団が岐阜県津島村で建設を進めている徳山ダムは、治水や治水、建設費用負担などで愛知県、名古屋市の住

名古屋で徳山ダムシンポ

『愛知』の負担も強調

ダムは名古屋



会館で開かれた「写真。徳山ダム事業には愛知、岐阜、三重の三県と名古屋市が参加。建設をめくっては、水需予測が過大だとして事業認定取り消しを求める住民訴訟が岐阜地裁で結審し、判決を秋に控えているほか、総事業費が予定の二千五百四十億円を大幅に上回ることが明らかになり、負担する各自治体に波紋が広がっている。シンポは、反対運動に取り組みする市民団体や、関連する訴訟の原告・弁護団など、東海三県の約十団体が開いた。住民団体の代表者や弁護士、大学教授ら八人が現状を報告。徳山ダム訴訟原告で名古屋水道労働組合の武藤仁さんは、横ばいで推移している市の給水量に対し、徳山ダムが稼働した際の給水量を市が一・四倍と予測していることを「大幅に乖離（かいり）している」と訴えた。徳山ダム訴訟の弁護団長を務める在間正史さんは、建設費用について「公団の自己負担は一切なく、国が補助するほか、自治体が完成後二十数年の分割で支払う。水道の徴収料金から支払うが、供給がなければ収入はなく、一般会計から繰り入れることになる」と説明し、各自治体の負担になることを強調した。

29

川辺川利水訴訟控訴審での勝訴と 今後の川辺川ダム建設反対運動

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会事務局長 土森武友

■川辺川利水訴訟控訴審での住民の勝利

川辺川利水裁判控訴審の判決言い渡ししが5月16日、福岡高等裁判所であった。小林克己裁判長は最大の争点となった対象者の同意について「用排水事業と区画整理事業については3分の2に達しておらず違法」と認定し、農林水産大臣の異議申立棄却決定を取り消す原告農家の逆転勝訴の判決を下した。

3日後の5月19日、亀井善之農水大臣は農家側勝訴判決という結果を受け、上告断念を発表した。熊本県の人吉・球磨の農民は、ついに無駄な巨大公共事業に終止符を打った。

このことにより、川辺川ダムの目的の一つである利水は完全になくなった。すなわち国営川辺川総合土地改良事業（利水事業）は判決によって違法とされ、事業継続は不可能となった。事実、農水省は、既に着手していた利水事業で使われる予定だったファームボンド（貯水槽）や工事用道路の造成工事を中断し、工事担当の業者とも契約解除している。

■ダム建設を強行しようとする国土交通省

利水判決によって川辺川ダムの治水目的のみならず利水目的も崩れ去ったにもかかわらず、国土交通省はダム建設を強行しようとしている。

ダム本体着工のため国交省が行った球磨川漁業協同組合の共同漁業権の収用裁決申請の審理を行う熊本県収用委員会は、利水判決後3回開催されたが未だに、裁決を出さずに審理を続ける模様である。

ダムの公益性が、裁決申請時と著しく異なっているため、本来ならば却下裁決または裁決申請の取り下げ勧告を出すべきである。審理続行とはまったく理解しがたい。

収用委員会とは別に、ダム反対派の漁民が提訴した事業認定取消訴訟は、現在原告側の漁民が利水訴訟並のマンモス訴訟とすべく原告団補助参加漁民の募集を行っている。目標は球磨川漁協組合員の半数近い1000名となっている。また多くの支援を受けていくため、裁判の名称は「川辺川尺鮎裁判」、原告団の名称は「尺鮎原告団」と命名された。

■国交省の揚げ足取りばかりが目立つ住民討論集会

一昨年から始まった住民討論集会は7月の開催で8回目を迎えた。最近3回は環境をテーマにして行われている。ダムが出来て川はどうなるのか、鮎漁はどうなるのか、など住民のダム建設に対する不安は大きい。が、国交省はこれらの住民の疑問にまともに答えようとはしなかった。答えをはぐらかしたり、揚げ足取りを行うばかりで、全く説明責任を放棄している。

住民側の説明や資料は非常にわかりやすいと参加者にも好評だった。

■利水事業の今後

5月の福岡高裁判決によって、白紙になった利水事業は、現在、熊本県を総合調整役として、新たな計画が一年後を目処に策定されることになっている。計画策定においては、国、県、利水訴訟原告団・弁護士、推進側事業組合、推進側農民団体など当事者全てを含んだ形で、事前協議を行い、そこでやるべきことを決めて、それから実行に移される形で進められている。

これまでの土地改良事業というのは、最初に予算があり、役人が勝手に机の上で

計画を作り、それを地元へ押し付け、同意が集めると言う手法だったが、今回のやり方はそういう手法を百八十度転換したものであり、まさに「農民が主役」の公共事業が進められていると言っても過言ではない。

現地の状況から言って、新たな水を必要としているのはごく一部の農家であり、新計画はダムの水を前提としないものになる可能性が高い。

■ダム中止に向けて

利水訴訟での勝利を引き継ぎ、収用委員会や川辺川尺鯨裁判、また住民討論集会のいずれかで勝利する必要がある。そうなればダムは中止することができるだろう。ただ中止という決断を行うのは、残念ながら住民や県民ではなく、国にしろ県にしろ行政である。中止という行政判断を引き出すためには、県民の大多数が川辺川ダムには反対しているという状況を作り出す必要がある。

当会でやっている川辺川ダム中止を求める請願署名活動などで、地道にダム中止を望む世論を喚起しなくてはならない。幸いにも、熊本市内で行っている街頭署名活動では多くの若い人が署名を行ってくれる。今後もこのような活動を通して、ダム中止を望む県民世論を作り出していきたい。



2013-5-17 熊本
川辺川利水訴訟

原告農家側が逆転勝訴

福岡高裁「同意率満たさず」

非が争われた川辺川利水訴訟の控訴審で、福岡高裁は16日、農家側の訴えを退けた一審の熊本地裁判決を逆転し、逆転勝訴とする判決を言い渡した。小林亮巳裁判長は、主な事案についての同意率に一人が署名、捺印したとは認めがたいもの

が合えられる」と指摘、審判に必要だった同意率を満たしていないと判断した。利水事業の計画縮小は必至の情勢で、治水と並ぶ利水を主要な建設目的とする同ダム計画自体に影響が出た。 (10・33・35面に関係記事)

が合えられる」と指摘、審判に必要だった同意率を満たしていないと判断した。利水事業の計画縮小は必至の情勢で、治水と並ぶ利水を主要な建設目的とする同ダム計画自体に影響が出た。 (10・33・35面に関係記事)

農水省、上告困難と判断

川辺川利水訴訟で敗訴した農水省は、最高裁へ上告は難しいとの判断を固め、今回の土地改良

キーワード

川辺川土地改良事業 国土交通省の川辺川ダム (08年完成予定) を水源とする利水事業。熊本県人吉市と7市町村の農民約4千人が対象となっている。総事業費は国費

勝訴判決が伝えられ、抱き合っていた原告側と被告側は16日午後7時すぎ、福岡市中央区城内の福岡高裁前で、

工にはそれぞれの事業対象者の3分の2以上の同意が必要とされている。裁判では、①同意率は3分の2以上か②国の同意取得手続きは適当だったか③事業の必要性など争点があった。

判決は、同意率を算ずるべきかどうかについて効力を検討。実際には対象者でないのに署名捺印がなされたことが重複して署名捺印があったりすると指摘した。こうした同意率を除く同意率は排水水で65・66%、区画整理で64・82%、農地造成で68・84%となり、排水水と区画整理の事業で3分の2に満たないと認定。

「約7割」とも原告側主張したが、被告側は「事業に対する賛同を示す署名捺印と排水水の設定は違法と主張した」。

川辺川利水訴訟

原告「ダム建設白紙に」

農水省幹部「意外だ」



逆転勝訴の判決を喜ぶ原告ら(16日午後2時5分、福岡高裁前で)

勝訴に沸いた。原告ら(16日午後2時5分、福岡高裁前で)が農水省幹部を激怒。木町は「審判の判決はおかしいと確信していたが、判決を聞くまで不安だった。うれしいうえに、意外な結果が現れた」と興奮気味で話した。

「勝訴だ」。午後二時過ぎ、福岡高裁五〇二号法廷。原告の小林誠判事長が主文を読み上げ、原告の主張が認められ、川辺川ダム建設計画が白紙にされた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

原告は、川辺川ダム建設計画が白紙にされたことを歓迎し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

川辺川訴訟

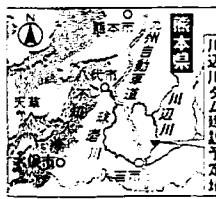
反対派農家が逆転勝訴

利水巡り 福岡高裁 国、同意手続き不備

原告は、川辺川ダム建設計画が白紙にされたことを歓迎し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

2003.5-17 読売新聞



原告は、川辺川ダム建設計画が白紙にされたことを歓迎し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

ダム建設の中心部が水没する川辺川ダム建設促進協議会会長も、原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。原告らは涙を流しながら喜びを表現し、被告側は驚きの表情を浮かべた。

川辺川訴訟

利水計画縮小は必至

「公共工事に一石」

日本一の清流と定まっていた九州最大級のダム計画に「待った」がかかった。16日、福岡高裁で言い渡された川辺川利水訴訟の控訴審判決。水需要を満たすという国の事業に反対し、その意思にあずかるはずの地元農家も加わった原告団は、提訴から7年目の逆転勝訴を収めた。(一面参照)

「国の集めた農民の同意は、必要数を満たしていない」

福岡高裁の傍聴席に、裁判長の声が響いた。原告団副団長の岩見照さん(78)は座席から腰を浮かせた。傍聴席の張りつめた空気が、緩んだ。

勝訴の知らせは午後2時過ぎ、東京・霞が関の農水省正門前で待つ原告らに届いた。同じく原告団副団長の茂吉隆典さん(58)が、赤い字で「農民勝訴」と書いた垂れ幕を掲げた。約80人の原告、支援者から歓声と拍手がわき起こった。

東京の日井通会館。午

の記者会見で、「省としての対応は検討中であらう」としか言えない」と同じ言葉を繰り返した。

仮に判決が確定すれば、利水事業計画は変更前の当初計画に戻る。だが、農民の支持を得て、変更計画より面積が大きく

当初計画を進めることは非常に難しい。同省内にはもともと、カネを食う公共事業に根強い批判がある。ある幹部は言った。「後継者対策などのソフト対策に予算をもっと配分すべきだ。見直しが進むことを期待している」

一方、治水を担当する国土交通省は「流域の2市7町4村の約12万人の生命、財産を守るために必要な事業」とする鈴木藤一郎河川局長のコメントを出し、「ダム不要論」という降りかかる火の粉を払うのに躍起だった。国土交通省幹部たちの口は重かった。

生態系重視が浸透

国の川辺川ダム(熊本県)計画が、農業用水事業をめぐる控訴審判決で、全国にはお400近くあ

るダム計画に影響を与え、可能性が出てきた。全国的には水は余っている。地方自治体の財政が悪化し、河川の生態系の保全を求める世論も強まるなか、「脱ダム」の機運が広がっている。

田中康夫・長野県知事は、16日の定例会見で「司法の場で、農民の同意書が『虚構』であったことが明かされた。大変素晴らしい判決で、Uターンすることが行政の勇氣」と話した。

また、自然再生法が昨年成立するなど、河川をひとつの流れとしてとらえ、生態系を重視する考え

1ある。巨大ダムでは、岐阜県の徳山ダム(総貯水量6億6千万リットル)、水資源開発公団や、岡山県の吉田ダム(8410万リットル)、岡山県の八ツ場ダム(1億7500万リットル)は、本



川辺川ダム本体の建設予定地(手前の四角)。点線内はダム湖完成後は水没する地域。熊本県相良村で、本社機から

日本ダム協会の「ダム年鑑」によると、01年度までに完成したダムは全国で2734。今後はさらに、375が新設される予定だ。比較的規模の大きい総貯水量が900万リットル以上をみても

え、生態系を重視する考

公共事業脱却問う

川辺川利水
国が敗訴 予算見直す契機に

熊本県の川辺川ダムをめぐり利水訴訟で国が敗訴したことが、農水省が進めてきた土地改良事業の問題点を浮き彫りにした。公共事業に依存する農政からの脱却が問われている。(一)面参照

土地改良は戦後、地主から独立した農業者の生産意欲を高めようとして始まった。農村と都市の所得格差を正すなどの名目で事業は拡大。農業者が占めるシェアも高まった。

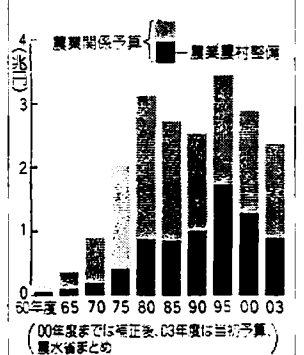
94年のウルグアイ・ラウンド合意を受け、農産物自由化への対応を急ぐに支出された約6兆円の対策費で、約半分以上は土地改良関係にあてられた。しかし、工事はほぼ地元業者が請け負い、単価も高く、雇用される農業者の収入確保にもつながった「農水省OB」。

工事は地元で力を入れている。事業自体が自由化の化して否定できない。事業を進める農業者団体に土地改良区(以下、団体に約7千、組合員約40万人を数え、地元名士がトップを務めるのが通例。この力を背景にして、自己資金の強固な支持基盤を築いた。

「川辺川利水訴訟」で、福岡高裁が16日言い渡した判決の理由要旨は次の通り。

1 最大の争点は、国

農業関係予算と農業農村整備予算の推移



由化が進み、耕作放棄地も増える中でこれ以上の事業が必要なのか。せいぜい既存農地の活用などに絞るべきだ」との声を省内で与党からも噴き出した。

農業関係予算は、事業中止の手段を制度化するなど見直しに動いていた。今秋には諮問機関を設け、土地改良事業の新たな長期計画について、事業額を目標にしない方式を検討する予定。

今回の判決に対し、同省幹部からは「農家への直接支払い、食の安全保障など、取り組むべき課題はほかにも多い。じつくりと将来を考える上でも、ある意味で、負けて屈した」と、予算見直しのきっかけになることを指摘する声もある。

川辺川利水訴訟 判決理由(要旨)

「川辺川利水訴訟」で、福岡高裁が16日言い渡した判決の理由要旨は次の通り。

1 最大の争点は、国が要求する公告手続きを省略して公告したことが、原告の権利を侵害した点である。原告は、被告が公告した内容が、原告の権利を侵害したと主張している。被告は、公告した内容が、原告の権利を侵害していないと主張している。

2 被告の公告は、原告の権利を侵害していない。被告は、公告した内容が、原告の権利を侵害していないと主張している。被告は、公告した内容が、原告の権利を侵害していないと主張している。

3 以上の通り、被告の公告は、原告の権利を侵害していない。被告は、公告した内容が、原告の権利を侵害していないと主張している。被告は、公告した内容が、原告の権利を侵害していないと主張している。

吉井川

吉井川よ 生命の川よ 子や孫を育む ふる里の川よ。天地の恵みを選び流れよ永遠に。

事務局 岡山市春日町5-5 (岡山地区労内) ☎(086)232-3741
ホームページ <http://www3.ocn.ne.jp/~pokorin/damu/tomata.htm>

変貌した田園風景 えぐられた美田に夏草



吉田ダム本体 03年7月
るような田圃の土、実りの秋には豊穡(ほうじょう)を約束する肥沃な美田が掘がっていました。ダム工事で地形もなぐえぐられた田圃に

2004年4月以降の灌水実験へむけ、吉田ダム工事は急ピッチで進められ、ダム本体はほぼ完成しています。
第2ダムはロックフィル方式のダムで、ここもほぼ完成に近づいており、ダム湖側の工事が急ぎおこなわれています。
ダム本体、第2ダムの工事が進み、のどかなかつての田園風景は、今では大きく変貌しています。ダム本体の上流部で吉井川沿いには、足を置いても弾力で押し返され

は、大きな水溜まりができ、ほこりっぱい砂利道が縦横に走っているほかは、夏草が茂ったままです。
ダム工事でダム本体のある地形をみると、ダム造りにはまことに都合がよく、扇の要のような所です。ダム屋にとつては、喉から手が出るような地形であることがよくわかります。
蛇に狙われた蛙の不幸に思いをはせずにはいられません。(N. S)

～第7回県収用委員会審理の状況について～

次回結審を予告 ……菊池会長 絶対了承服できません ……土地所有者

県収用委員会の吉田ダム工事に関する収用裁決申請の第7回審理が、5月25日(日)13時30分から岡山市衛生会館、三木記念ホール(岡山市古京町1-10)でおこなわれました。吉田ダム反対土地所有者135人(委任状を含)が出席しました。

県収用委員会の菊池会長は、今回の審理の最後、「次回7月27日午後の審理で結審することにも視野に入れています。それまでに書面を当収用委員会まで提出してください」と述べ、事実上次回で県収用委員会の審理を結審することを予告しました。

これに対して津山市の矢山有作さんは、「結審には私は絶対に承服できません。問題の(吉田ダム事業計画)説明が何一つできていない。問題を説明するために、収用委員会としての権限を行使しようとすらしていない。そういう状況のもとで、一方的な結審などというようことを我々は受入れられるわけにはいかない。結審は絶対に承服できません」と強く述べました。

「土地については現地で再調査」 収用委員会もこれが限界…菊池会長

菊池会長は、今回の審理のやりとりで、収用委員会の役割と権限について、次のように説明しました。
「収用委員会には、ダムの必要性について審理、判断する権限はないんです。収用

委員会は、却下事由がなければ、収用裁決をしなければならぬというのが法律で義務づけられています。(中略)前回(第6回)当たりから起業者の方も(中略)意見は意見として所有者の方から意見を聞かれています。それに対して反論すると、こういうお気持ちはないようです。となれば、収用委員会の役割もこれが限界じゃないかなというの、正直今そう思っています。…土地の範囲について明確にするのは我々の職責ですから。も一度現地へ行きたいと思っております。(中略)その上で結審ということにせざるを得ないんじゃないかなということの収用委員会の今の思いです。」と述べました。

委員は公共の福祉に対して公正な判断を 起業者側に立った発言は受けられない

こうした収用委員会菊池会長の、ダムの必要性について審理、判断する権限がないとか。却下事由がなければ収用の裁決をしなければならないというのが法律で義務づけられているとか。起業者に反論する意志がないと思われるので、収用委員会の役割もここまですが限界だ。などとして、次回は結審にしたいという発言に対し、倉敷市の石井淳平さんは次のような反論をしました。

「収用委員会には権限がないということ盛んに強調されておられますが、47条(土地収用法)のみに目を向けておられるからではないでしょうか。収用委員の権限というのは65条にも明確に書いてあるわけですね。その中には、事業者の事業計画、添付された事業計画も含めて、問題があると判断すれば、それは審理できるんですよ。証

人を呼んで、出頭を命じて、審理する権限を持つておられますね。(中略)起業者の側から具体的な反論ができません。最初に出された意見を固執して、そこにすべて述べているという一方の言葉集しが述べていないんです。具体的に私たちが取り上げた例えは土地取り上げの金銭を使っているさまざまだとか、そういう理不尽な、まさに憲法のもとでは許されないような、そういう土地の収用をやってきた、この経過について何も発言できていません。(中略)我々の具体的事例を根拠にした指摘についても判断ができません。ならば、収用委員会としては、その中身にもし疑問があれば、どうなっているのかということを行うことは、何らあなたの権限のないことではないではありませんか。(中略)土地収用法の第1条でも公共の福祉を促進させるそのためにやるんだということが、明確に位置付けられているではありませんか。

なお、52条を見ますと、収用委員の資質にかかわって、こういうことを書いてあります。委員及び予備委員は、法律又は経済に関するすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることが出来る者。皆さん公共の福祉に対して、公正な判断をしていただきたいんですよ。

(中略)収用委員会の権限の問題にしてみても、63条の中に、そういう起業者の事業計画やその中身についてのもきちんと判断する権限も任せられてますよ。だからこそ、憲法で保障された私有財産を取り上げる、それだけのことをやられるんですから、果ての責任を受けて、あなた方は我々の第三者機関ですよ。常に起業者の側に立った結論を出すことが前提だというような発言を、我々は決して受け入れることは出来ません。」

- 3 -

苫田ダム共有地再調査 土地所有者30人が立合う



共有地再調査(中央菊池会長)03年7月6日

岡山県土地収用委員会(菊池捷男会長)は、03年7月6日の午後、苫田ダム反対土地共有地の共有者30人をはじめ、起業者の国土交通省中国地方整備局・苫田ダム工事事務所、県収用委員会など合せて50人が立合って、3カ所の共有地について再調査を現地でおこないました。

冒頭、菊池会長は共有地の再調査について、次のような説明をおこないました。

「昨年11月24日、土地収用法第65条1項により、土地所有者と起業者の双方立ち合いのもと、土地所有者から土地の境界にかかる地形、地物などによる具体的な主張が提出されました。特に、前回5月25日の第7回審理では、これらの具体的な主張を確認する現地調査を求める、土地所有者からの発言が多く出されたため、収用委員会の方針に基づき、その職権により、本日再度、土地所有者、起業者双方立ち合いのもとに、現地において補足調査を実施するものです。」

また、具体的な再調査の手順について、「まず土地所有者の方に現地において、地形、地物による具体的な主張をしていただき、つづいて起業者の方からの主張に対する意見を述べていただく。収用委員会から写真などの記録を行う。ということになります。」と説明のあと、河内字竹の下1091番の土地から再調査を行いました。

起業者側の境界と大堀に食い違い 公簿面積と実測面積が同じに疑問？

河内字竹の下1091番の土地については、原所有者は藤田薫さんで、起業者の国土交通省の主張によると、公簿面積と実測面積がほぼ一致しています。急斜面の山林では細延びなどで公簿面積と実測面積がほとんど一致することは不可能です。まずこの点について疑問がありました。次に問題となるのがこの土地の境界測定に土地所有者を一人も立ち合わせていないことでした。

こうした土地所有者の疑念を代表して、岡山市の大西幸一さんが、地形、地物などによる土地の境界について具体的に現地で指摘しました。これに追加して和気町の太田啓介さんが指摘しました。これによって起業者である国土交通省の主張とはかなり大幅に食い違っていることが判明しました。

地形からみて境界は不自然

次の再調査は原所有者は坂手要さんで、川辺の竹藪です。

起業者側の主張は、昭和62年からおこなわれた国土調査に基づいて、境界を測定しているというものです。ところが、土地所有者で岡山市の北川文夫さんは、境界が水路となっているのに水路とかわれる低い

ところと境界がなく、地形的に誰がみても水路とは思われない所が境界になっていることを指摘しました。つまり、北川さんは、「起業者の意見書では、水路を確認して境界を確認したというのが2年前。あの意見書によると町の史員と隣接する水路を確認するとという証言が第4意見書の中にちゃんと書かれているので、この時点で水路を確認しているはずなんです。ですから、その時点でどこが水路だったのか確認したということ



共有地再調査03年7月6日

とを示されない限り、その証言はどなたかが誤ってつくったか、想定してつくったかということなんです。そう思われます。」こうした北川さんの疑念に対し、菊池会長は、趣旨はわかりますので、次の回の審理のときに証人の氏名とその時点での説明をしてもらいます。」そして、菊池会長は「いま言われた主張は、これが(起業者が杭打ちをした)境界ではなくて。西に境界は何米が移動することになるわけですね。測っておきましょう。」

この土地の境界は、北川さんの指摘により不自然であることが地形からみて明確です。菊池会長も次回審理でこの土地の境界確定の経過について起業者側に説明を求めると発言しました。

- 4 -

よみがえろ！黒部川・富山湾

「排砂被害支援ネットワーク」にご参加下さい

呼びかけ人《5月9日現在》

- ・青島明生（弁護士）　・五十嵐敬喜（法政大学教授）　・犬島肇（前富山県議員）　・小川晃（富山県議員）
- ・奥田淳爾（元洗足学園短大教授）　・金谷敏行（黒部川ウオッチング代表）
- ・こうちあきお（アースデイとやま事務局長）　・小松義久（イタイイタイ病対策協議会名誉会長）
- ・佐藤宗雄（入善・朝日刺し網部会代表）　・菅沢裕明（富山県議員）　・田中高良（日本共産党富山県委員会）
- ・中村敬夫（参議院議員、みどりの会議代表）　・又市征治（参議院議員）
- ・横畑泰志（立山連峰の自然を守る会理事）　・吉田久志（庄川流域の井戸水を守る会代表）
- ・脇山正美（泊漁協組合長）

91年から続けられた黒部川出し平ダムの排砂によって黒部川や富山湾では深刻な環境破壊が進み、昨年12月4日、「入善・朝日刺し網部会」や入善町「わかめ養殖組合」は、出し平ダムを管理する関西電力に対し排砂の差し止め訴訟を起こしました。

この裁判は全国を揺るがしたイタイイタイ病以来の公害問題として広範な弁護団が結成される予定であり、また今後のダム建設の帰趨を決める大きな問題として全国からも注目を集めています。原告の漁業者の決意は固いものがありますが、原告の人数はわずか14名、高齢者が多く排砂によって収入が激減している状況で裁判を維持していくには広範な支援体制を確立しなければなりません。

今年5月31日には地元の人々共に、市民団体・研究者・政党・労組・議員などさまざまな立場の方々が集まり「黒部川排砂ダム被害訴訟支援ネットワーク」（略称：排砂被害支援ネットワーク）が結成されました。会では裁判を支えることはもとより黒部川・富山湾の環境回復を求める広範な取り組みとしていくことが確認されました。【規約は裏面参照】

宇奈月ダムが完成して3年目を迎え、通常でも黒部川の汚染が進みダム直下では今までに見られなかった川藻が繁殖し異臭さえ感じられるようになりました。6月28～7月1日には宇奈月・出し平ダムの三回目の連携排砂が行われました。ヘドロ化した土砂は宇奈月ダムだけでなく、黒部川や黒部川沿岸にも広がり入善漁港一帯まで濁流に染めました。関西電力や国土交通省は「排砂は自然の洪水に近い状態で行うので環境にほとんど影響がない」と主張してきましたが、現場を見た誰もがこの説明に納得できるものではありません。まさに、原告代表の佐藤さんが言うように「このままでは黒部川河口近くの海底はダムの底のようになる」状況を迎えようとしています。排砂が行われる特別な時でも、排砂がない通常でも相次ぐダム開発によって黒部川と富山湾は取り返しのつかない影響を受け続けています。私達はこの裁判に勝利することでこのような状況をくい止め、黒部川・富山湾の再生を図りたいと願っています。

つきましては物心両面で裁判を支えるために会員を幅広く募集しています。会員になっていただいた方には年何回かのニュースの発送やeメールのニュースで裁判の近況や現地での動きなどをお伝えします。会費は個人1人一口1000円以上となっています。会費の振込先は下記のとおりです。メールアドレスのある方は、振込用紙の通信欄にご記入下さい。

ぜひ、多くの方々のご支援をよろしくお願いします。

◆郵便口座… 口座番号00790—8—49829 加入者名「排砂被害支援ネットワーク」

《連絡先》

〒930-0203 富山県中新川郡立山町若林13-39 金谷 敏行
TEL & FAX 076-463-5607 メール kanaya2001@nifty.com

《黒部川排砂ダム被害訴訟支援ネットワーク・規約》

第一条(名称)

◆本会は「黒部川排砂ダム被害訴訟支援ネットワーク」とする

第二条(目的)

◆本会は黒部川のダム排砂による環境破壊を防止し富山湾の環境回復をめざす。そのために排砂ダム被害訴訟支援を行う。

第三条(活動)

- ①世論を広げるための学習会・講演会の開催
- ②地域や県内外への宣伝活動
- ③裁判の傍聴・カンパ、ニュースの発行など差し止め訴訟の支援
- ④関西電力や行政、関係団体への申し入れ
- ⑤ダム排砂と富山湾汚染の因果関係の調査・研究への支援

第四条(運営)

- ①本会は一年に一回以上総会を開催し、通时会報を発行する
- ②本会には運営委員を若干名おき、総会で選任する
- ③運営委員会は適時開催し、目的の実現のため必要事項を決定する

第五条(会費)

◆本会の年会費は1口1000円とする。個人1口以上、団体・議員は3口以上とする。

補足

◆郵便振込口座などに使用する本会の略称は「排砂被害支援ネットワーク」とする。

電 黒部川に40億支払い 差し止め訴訟 「補償解決済み」

黒部川の関西電力・出
し平タムの排砂で漁業被
害を受けたとして入善、
朝日両町の刺し網漁業者
らが関電を相手取り、排
砂の差し止めや約三億三
千六百万円の損害賠償を
求めた訴訟の第二回口頭
弁論が二十一日、富山地
裁で開かれた。関電側は、
漁業補償として県漁連に
計約四十億円を支払った
ことを明らかにした。
関電は県漁連と、三年
に行われた初の排砂で八
億円、六年の試験排砂で
一億三千五百万円、七一
九年の緊急排砂で三十一
億円を漁業補償、振興対
策費として支払うことで
合意。九年以降も毎年七
千万円を支払っていると
し「補償は解決した。配分
などは県漁連と各漁協で
示すよう求めた。」

2003 5/2 土曜

2003 5/2 土曜

排砂被害実態知って 入善 漁師支援団体が設立

宇奈月町の出し平ダム
から排出されたヘドロ化
した砂で漁業被害が出た
などとして入善、朝日町
の漁師らが起こした訴訟
を支援するネットワーク
の設立総会が三十一日、
入善町入善の武村福祉会
館で開かれた。
訴訟を続けるのに金銭
面で苦しむ漁師たちを支
援するとともに、漁師の
置かれた立場や環境への
影響などを広く社会にア
ピールしていく狙い。
約百人が参加。連携排
砂時の調査への協力やニ
ュースレターの発行、世
論へのPR活動などを定
めた規約案を承認した。
関西電力が行った被害
補償交渉の経緯などを明
らかにすることを求めて
提訴し、県漁連と係争中
の泊瀬協(朝日町)の協
山正義組合長を代表に、
市民団体「黒部川ウオッ
キング・富山ネットワー
ク」の金谷敏行代表を事
務局長に選出した。
脇山さんは「富山湾は
漁師だけでなく、一般市
民の財産。PRして多
くのの人に実態を知って
もらいたい」と話してい
た。

黒部川連携排砂

土砂8万立方メートル排出

あす完了 環境数値例年並み

黒部川の関西電力出し平ダム、国土交通省宇奈月ダムの連携排砂は二十九日、水位を底まで下げて自然の流れで土砂を押し出す「自然流下」を行い、土砂排出作業を終えた。排砂ゲートを閉めて水位を回復した後、二十四時間の追加放流を行い、七月一日午前に一連の排砂が完了する見込み。

出し平ダムは二十八日に堆積していた土砂八万立方メートル、宇奈月ダムは二十九日午後十時半から十五時間、立方メートル、今回の大雨で、前四時四十二分から十二時、自然流下を行い、ダム内、流れ込んだ土砂を排出。時間自然流下を行った。



国土交通省などの環境調査速報によると、排砂中の出し平ダム直下では水中の酸素量を示す溶解酸素(DO)の最低値が一 lit 中一・九リットル、宇奈月ダム直下で一・四リットル、下黒部橋で九・六リットルを観測し、ほぼ例年並みの数値だった。国土交通省などは「洪水調節を行うほど雨が、底まで水位を下げ、川の流れで土砂を排砂ゲートから押し流す自然流下の状態になった出し平ダム」二十九日午前八時半、宇奈月



ダムから流れ出たものを採取するために沈めておいたネットを引き揚げた田崎教授(右)ら。黒部川河口近くの富山湾

海への流入物採取

三回目となる黒部川の雄代表らと漁船に乗り、連携排砂は二十九日、漁ダムからの流出物を採取するため、同日午前八時に河口から約百メートルの水深三十五メートルに沈めたネットを引き揚げた。

黒部川流域で川水を採取し水質調査した金沢大理学部の田崎和江教授と学生らは、入替、朝日同町の刺し網部会の佐藤宗

多かったが、排砂は計画通りできた」と話し、近くダム排砂評価委員会を

有機物の量や微生物、鉍市(片貝川河口沖に沈める部川河口近くの海底はタネットは多少の汚れがム底のようになる。排砂ゲートを常時開放する。比較調査のため、魚津代表は「このままでは黒部川」を力を入れた。

先月の連携排砂 水質には影響なし

黒部川ダム評価委で報告

国土交通省と関西電力の黒部川ダム排砂評価委員会(委員長・高倉盛安、元県立大短大教授)は十六日、富山市の名鉄ト

ヤマホテルであり、出したが、事務局側は予平、宇奈月の両ダムが六月に行った連携排砂の環境への影響を検討した。事務局は「水質に大きな問題はみられなかった」と報告、委員の有識者からは調査項目の充実を求める意見があった。委員からは「海に漂う細かな砂が、ササエやアワビなど漁業資源に与える影響に注目している」と報告した。大雨で流水量のピークが大きく、土砂が一気に流れ下ったのは意見があり、高倉委員長は「水の濁り」を示す浮遊物は調査項目の拡充を検討するよう事務局に要望した。各地点で高かった。最大値は約六万立方メートルを排砂した昨年の三・四倍とをみて決める。

2003 7/7 日本

元知事の汚職、前知事の不信任決議で揺れた徳島県の新知事に20日、自民党が推した元総務官僚の飯泉嘉門氏(42)が就任した。飯泉氏は選挙中、多くの住民が「無駄な公共事業」として建設に反対している吉野川可動堰を「建設しない」と発言した。だが、選挙後、国土交通省などでその発言を牽制する動きが出てきた。可動堰推進派の支援者に囲まれ、飯泉氏は「公約一を貫けるのか。」

同計画については、与党3党が00年8月、反対が多数を占めた徳島市の住民投票結果を受け、政府に白紙に戻すよう勧告している。

その計画を進める動きは即座に浮上した。投票開票日の19日午後、国土交通省の会見室で、青山俊樹事務次官が「知事には、可動堰の方が安全なんです」と申し

徳島・新知事 選挙中の発言

上げた」と語った。

旧建設省の計画は、江戸時代に造られた吉野川の固定堰「第十堰」を取り壊し、約1千億円かけて開閉式の可動堰を築くもの。青山次官は「可動堰の方がはるかに洪水を安全に流しうるのは自明のことだ」とも述べた。

旧建設省の計画は、江戸時代に造られた吉野川の固定堰「第十堰」を取り壊し、約1千億円かけて開閉式の可動堰を築くもの。青山次官は「可動堰の方がはるかに洪水を安全に流しうるのは自明のことだ」とも述べた。

つていないとの考えがにじんでいた。地元首長らでつくる建設推進団体の代表も「今の白紙という状態は、どんな工法もできるという意味。新知事に働きかける」という姿勢だ。

徳島市の住民投票を実現させた市民団体の姫野雅義さん(56)は「民意を無視できないと感じて、ホームベ

をまとめ、政治家の口利き記録の公開制度を提言する。飯泉氏は選挙中、調査団の報告を尊重するとしてたが、当選後、「(口利き記録の公開は)公約としては言っていない。有効ならば対応するが、議会とも話をする」と話した。

可動堰問題について、飯泉氏はマニフェストに盛り込まなかったが、「建設しない」という選挙中の発言はマニフェストに等しい。飯泉氏は、国交省の青山次官の可動堰推進発言について、「県内の意見を聴いていないので何も言えない」とだけ話す。今後の道筋については、「吉野川の上流から下流までの住民に同じテーブルについてもらい、意見を集約したい」としている。

「可動堰中止」が試金石

徳島支局 小西 孝司

飯泉氏は同じ日の記者会見で、「可動堰は選択肢にない」と語った。しかし、一貫して推進を求める自民党の県連会長、北岡秀一参院議員は飯泉氏当選を受け、「(可動堰計画は)飯泉さんが県民と話したうえで最終判断する」と述べた。建設の是非はまだ決ま

わけではない。4月の立候補会見では「(建設の)可能性もある」と答えたが、告示直前、陣営のホームページに「第十堰を可動化する気はさらさらない」との記述が登場。さらに、公約の原稿を点検中の飯泉氏が可動堰推進と書かれた部分を見て、「オッ、危なく

13であんなことを書いたのだろう。一刻も早く会い、可動堰発言の真意を確認したい」と話す。飯泉氏の発言は、1年前の円藤寿穂元知事の贈収賄事件を機に県が設立した「汚職問題調査団」をめぐる揺れる。

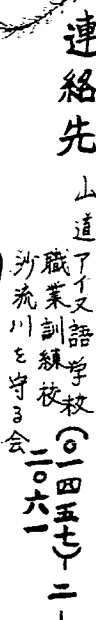
今回の選挙で、飯泉氏は29項目にわたる公約集「マニフェスト」を発表した。数値目標や達成期限を定めたマニフェストは、当選後に有権者が検証する指標と

なるだけに、あいまいさの残る従来の公約よりも重い。今春の統一地方選でも、北海道、福井、福岡知事選などの候補者が掲げ、全国に広がった。

飯泉氏は当選証書を受け取る際、「改革派知事を目指す」と明言した。可動堰問題が、その看板を証明する最初の試金石となる。

opinion © news project

8/15_B ~ 20_B



うと思いませんか？

税金の使い道によっては、生業対策事業の一環として、植林、大地の回復や、治山事業、河川への植林、自給自立と……また、植林の訴えかけや作業手当てを考え、自然の回復事業の一環として事業を設け、その失業人材救出と回復への道へと意識を高めて欲しいと切実に思う。

この事業の支出により、後に生む利益は大きな、生命の投資としてよみがえってくれます。将来的な経済的可能性を高めることになるでしょう。緑豊かな地球は生きられる。生命イコール自然であり、地球だからです。

木の生い茂った所の沸き水はきれいでうまい！

これからの行政のあるべき対策は、環境の回復、保全、改善と持続的な事業へと移行してゆくレベルで、すべての生命を守るべく、努力を続けてくれることを、心より望む！

もちろん、全ての生命の開発をする事の一歩として、切望するものです。

紙亦は紙より紙は木
紙五丈即に一丈
八咫の巻に不五咫

經濟を少しづつ辛抱してゆけば、今からでもまだ間に合

11. 无性生殖

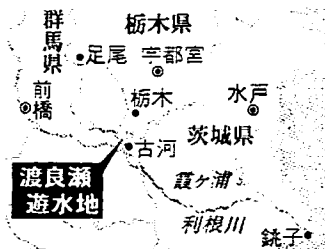
波流に、次々と人を運んで、女が、女の子の。

自然の瀬良渡 再生ぶ十年数

「地中の種子発芽」計画 で「光」

土の中で数十年間も眠っている植物の種子を目覚めさせ、懐かしい湿地の風景を取り戻す試みが、関東平野のほぼ中央にある渡良瀬遊水地で始まる。種子に太陽光や温度変化の「刺激」を与え、芽生えさせる手法だ。国と民間活動団体（N・G・O）、研究者が共同で取り組むが、自然再生の新たな手法になると期待されている。

栃木、群馬、茨城、埼玉。広さ約三十三平方キロの四県にまたがる渡良瀬遊水地。平地のダムだが、川からの水は、渡良瀬川上流の足尾銅山からの鉱毒と洪水対策のため一九六三年に着



再生に採用される新手法は、東京大保全生態学研究室の齋谷いづみ教授らの研究成果をもとにしている。遊水地を管理する国土交通省が研究者や市民団体代表らで作った「保全・再生検討委員会」のメンバーで、市民団体代表世話人の飯島博さんが提案した。

日本のような四季がある地域の植物の多くは、冬の低温を経て春に発芽する。また、日光が当たる場所だけで育つ植物の種子は、上草で覆われていないところを一日の気温変動などから知り、芽を出す。こうした条件がそろわないと、種子は発芽せずに休眠してしまふ。

遊水地では大水などが起

「ビオトープ」ドイツ語で「特定の生物が生息できる場所」の意味。日本では多様な生物が生息できる雑木林や湿地などを指すようになった。学校でもビオトープを作る例が増えており、環境教育に利用されている。

きなくなり、上草が定期的に流されることもなくなつた。ならば、土中では、数十年も眠っている種子があるはず。これを土ごと深さ数十センチまで掘り出し、日光が当たって気温の変化も激しい場所に移し、水を与えてやれば、種子は眠りから覚めるのでは——というのが飯島さんの提案だ。

これまでの自然再生は、シロツメグサやカモガヤなど荒れ地に強い、外国産の植物を使うケースが多かった。こうした植物は在来の植物を駆逐し、かつての風景が損なわれる恐れがあるが、今回の手法ならそんな心配も無用になる。

飯島さんらは、遊水地の土を掘り出し、周辺の学校



渡良瀬遊水地の土を校庭に運び込んで作った「ビオトープ」。今ではたくさんの水生植物が生い茂っている（茨城県古河市の古河第七小学校で）

計八校のビオトープに入れ見られた光景だ。

たところ、ミズアオイやフラスコモなどがよみがえつた。いずれも絶滅の危機にある湿地の植物で、シオウジョウトンボやアジイトトンボも舞い込むようになった。数十年前なら普通に

この成果に、当初、遊水地の沼を掘り返すだけだった。国交省の再生案の代わり案を採用する方向で調査に乗り出した。

飯島さんは、渡良瀬遊水

地と同様、利根川に注ぐ霞ヶ浦で、自然再生事業を国交省に提案。昔の水辺の植生を復活させた実績がある。一四年度には、渡良瀬遊水地と霞ヶ浦をコウノトリが飛び交う地域へ再生できた一と願っている。

昨年の清津川ダム問題では、清津川ダム専門委員会に対する要請書の賛同その他のご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、清津川ダム問題に関わった私たち有志は、現在、奥胎内ダム問題に深い関心を持って活動しております。奥胎内ダム問題については、住民・環境NGOの取り組みがほとんど皆無であったため、すでに昨年夏に着工されております。しかし、最近になっていろいろ調べてみたところ、治水問題をはじめ環境・財政などの面からも建設する必要性が見当たらない・建設すべきでないということが次第に分かってきました。

とくに、7月6日の現地見学会における新潟県の説明は極めて不十分であり、県当局は引き続き県民の質問に答えていくという約束をしました。そこで私たちは、別紙のとおり、奥胎内ダム問題を広く県民とともに考えるシンポジウムを企画しました。当日はとくに、洪水調節上ダム建設が必要だとした根拠について、ダム建設事業者である国・県の説明と当初の治水計画の根拠づくりに参画された研究者らの報告を受けて、本当に治水上必要であるかという問題を中心に論議を尽くしたいと考えています。

つきましては、貴殿・団体におかれては、お忙しいところ是非日程をやりくりしていただき、ご参加くださいますよう心から願います。

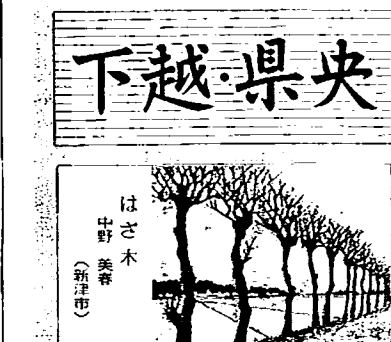
県内の環境問題や公共事業の問題に関心の高いと思われる皆様に案内させていただきま
した。何卒よろしく願います。貴殿のお仲間、貴団体の構成員などの皆様にもお知ら
せいただければ幸いです。

奥胎内ダムを考える会 代表 三橋 允子

連絡先：新潟市東堀通2-481　くらしの相談・にいがた気付

TEL&FAX025-228-2127 (高見)

<KFR00474@nifty.ne.jp>



川内ダム胎内奥黒
自然への影響検証
環境団体が建設現場視察

建設中の北浦黒川川の奥
 船がタムに上り、内河に
 土運着に備わった堤出
 船が朝日国立公園内に
 土運着に備わった堤出
 船が朝日国立公園内に
 土運着に備わった堤出

つつある「クマタカ」と猛犬「頭へ」の影響は、なごと自然保護の観点からも意見、質問が相次いだ。



建設中の奥胎内ダムを視察し、県の担当者の説明を受ける環境保護団体メンバーら—
6日、黒川村下荒沢

「不利なデータ欠落」

奥胎内ダム建設の県報告書

群馬県は、奥胎内ダム建設の県報告書を、県民に公開し、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

環境団体、国に質問

新大教授「県に配慮し省いた」

環境団体は、91年3月に作成された奥胎内ダム建設の県報告書に、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

現・岡本水資源研究所は、3月、政府に対し、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

建設必要？疑問相次ぐ

市民団体が現地視察

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。



奥胎内ダム建設現場。奥胎内ダム建設の県報告書には、奥胎内ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。報告書には、ダム建設の必要性、環境への影響、コストなどについて、県民の意見を聴く。

東大芦川ダム 建設中止

ダム建設計画地を流れる東大倉川。栗沼田舎久で



東大芦川ダム建設を巡る経緯

78年	県が予備調査を開始
88年3月	鹿沼市が水供給と引き換えにダム計画に参加する協定書を県と締結
88年12月	県公共事業再評価課が計画の継続を承認
89年3月	地元の西大芦漁協がダム反対を表明
00年1月	地松者の土人がダム反対を表明
3月	県が用地買収に着手
01年3月	県議会がダム建設推進を決議
5月	福田昭夫知事が「結論を2年程度先送り」と表明
02年2月	地元住民を交えた大芦川流域検討協議会が発足
03年5月	7回の会合を経て検討協議会が知事に答申書を提出 県庁幹部がダム建設の是非を協議する 京大川田川ダム建設事業等検討委員会を 庁内に設置
6月	知事が県議会でダムの代り案検討を明言 県議会6月定例会で最大会派の民主党 議員会などが、ダム建設推進の集約を 賛成多数で可決

「築港者」の代義
案の柱である河川改修
は、①川底の土砂を除去
し、川幅の狭い所を拡削
して広げる②計画高水流
量（通常予想される最大
規模の洪水）を毎秒600
立方メートルで堤防
を渡る③計画高水流量
を毎秒200立方メートル

き上は、提議を強化する
——の要請。王正廷閣
外(口)に非(口)の(口)の(口)
れが約10年程前を見込
ひ(口)の(口)の(口)の(口)
食糧増産(口)の(口)の(口)
ら(口)の(口)の(口)の(口)
「予て」の(口)の(口)の(口)
ら(口)大商が騒ぎ出した
ん(口)を断つる(口)の(口)

将来的には下流に治水池を整備したり、堤防を一部切断し、水を外に逃がす一かすみ堤を河川の所々に設けたりして、治水機能を高めることである。森林の保水能力を養水防止に生かす「緑のダム」の活用も取られている。

止する前に、この「タム」は、
 虫媒の「二相対効果」
 騒音を避けるには、騒音源
 に入らなす。騒音源を取
 の近れで、この「タム」の
 威が大幅に減る。これを
 指す。タムは、タムを
 の費用に対する清水の効
 果として、異が公認して

[illegible]

治水は河川改修で
25年かけ工事
遊水池造り対応

- 3段階の河川改修で対応
 - 改修費用は70億円
 - 改修期間は25年
 - 将来的には遊水池の整備
 - 「緑のダム」は導入しない
 - 鹿沼市への水は南摩ダム
 - 大芦川の洪水時には南摩

東入吉川タム
代徳案の号子

1

3. 改
改
得
个
腰

段階
修養
修養
米の
緑の
沼市

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.

河川
は70
は23
は遊
ム」
の水
岸に

改定
0億
5年
水
は
は

また、この「世の尊卑」も、

対局
整備
した
ダ
市

を
を
い
か
下

檢
ら

寸
共
共

④ 牛乳の成分
 牛乳は、乳牛から分泌される液体で、主に水と脂肪、タンパク質、乳糖、ミネラル、ビタミンから構成されている。その成分は、乳牛の種類、飼育方法、季節によって異なる。

[illegible]

不足が見込まれるため、薩摩ダムと大正川を繋ぎ、海水路を通じ、ダムの水をポンプで川に送還させることになり、川に還水することになる。

1

心通した」と反々沂
知事、移転住民らに謝罪

水源連だよりno.24